

## 令和元年12月天栄村議会定例会会議録目次

### 第1号（12月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	14
北 島 正 君	15
熊 田 喜 八 君	21
揚 妻 一 男 君	31
延会の宣告	53

### 第2号（12月5日）

議事日程	55
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55
欠席議員	56
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	56
職務のため出席した者の職氏名	56
開議の宣告	57
議事日程の報告	57
一般質問	57
後 藤 修 君	57

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
延会の宣告	84

### 第 3 号 (12月6日)

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	86
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣告	87
議事日程の報告	87
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
各委員会閉会中の継続審査申出	106
閉会の宣告	108

1 2 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 令和元年12月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和元年12月4日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北  畠	正  君	2番	円  谷	要  君
3番	大須賀  溪	仁  君	4番	服  部	晃  君
5番	小  山  克	彦  君	6番	揚  妻  一	男  君
7番	渡  部	勉  君	8番	熊  田  喜	八  君
9番	後  藤	修  君	10番	廣  瀬  和	吉  君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村  長	添  田  勝  幸  君	教  育  長	久  保  直  紀  君
参  事  兼 総  務  課  長	揚  妻  浩  之  君	企  画  政  策 課  長	北  畠  さ  つ  き  君
税  務  課  長	塚  目  弘  昭  君	住  民  福  祉 課  長	熊  田  典  子  君
産  業  課  長	黒  澤  伸  一  君	建  設  課  長	内  山  晴  路  君

参 会 管 理 学 校 課	事 理 教 育 長	兼 計 者	清 櫻	浄 井	精 幸	司 治	君 君	湯 支 生 涯 課	所 学 習 長	本 長	星 関	裕 根	治 文	君 則	君 君
---------------------------------	-----------------------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------------------	------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

---

職務のため出席した者の職氏名

議 事 書	會 務 局 長	小 山	富 美 夫	書 記	牧 野	真 吾
書 記	大 須 賀	久 美				

---

### ◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和元年12月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和元年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和元年12月天栄村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 北 島 正 君

2番 円 谷 要 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月27日午前8時より議会運営委員会を開催いたし、令和元年12月天栄村議会定例会

の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は、12月4日より9日までの6日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長小山克彦君から報告がありましたとおり、本日より12月9日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月9日までの6日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

### ◎定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果について、これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

### ◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、村長行政報告。

村長より令和元年度12月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和元年天栄村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案12件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、11月27日に全国町村長大会が東京NHKホールにおいて開催され、令和2年度政

府予算の編成に当たっての国に対する要望内容が決議されましたので、内容をご報告いたします。

『町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食糧の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が加速している状況の中で、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災、熊本地震および大型台風・記録的豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興をはじめ、一億総活躍社会の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に次の事項の実現を強く求めるものである。

- 1、東日本大震災、熊本地震および大型台風・豪雨災害等からの復旧・復興の加速化を図るとともに、激甚化・広域化する自然災害に対する全国的な防災・減災対策を強化すること。
  - 2、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。
  - 3、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
  - 4、ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。
  - 5、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
  - 6、地方分権改革を推進すること。
  - 7、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。
  - 8、TPPや日欧EPA、日米貿易協定の締結による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。
  - 9、国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。
  - 10、過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。
  - 11、参議院の合区を早急に解消すること。
  - 12、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。』
- 以上の12項目であります。

また、これからの町村行政と新たな圏域行政に関しまして、『全国の町村は、住民に最も身近な自治体として、地方自治の本旨である団体自治・住民自治のもと、住民と行政が総力を結集して地域課題の解決、現場からの地方創生の実現に向けて今まさに懸命に努力を傾注している。

そして、我々町村は、それぞれの地域経営や行政運営のみならず、我が国の文化・伝統の継承、食料やエネルギーの供給、水源かん養、国土の保全、都市と農山漁村の交流促進など、国民生活にとって欠くことのできない重要な役割を担い続けている。

今後も、全国の町村長は、これからの時代への強い危機感とともに新たな希望に向けて、地域資源を活かし、地域の個性を磨き、「小さくとも多様な町村の価値」を向上発展させるため、全力で挑戦し続ける決意である。

このような中、国においては、新たな圏域行政の法制化とスタンダード化などを盛り込んだ「自治体戦略2040構想」を公表し、この問題認識を受けスタートした「第32次地方制度調査会」では、現在、後半の審議が鋭意行われているが、今後の審議の行方によっては、団体自治・住民自治に基づく町村の存立基盤をゆるがしかねないおそれがある。

特に、新たな圏域行政の推進は、連携やネットワーク化の名のもと、都市部を中心とした行政の集約化・効率化につながるものが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいる。

これは、「平成の大合併」の荒波の中で、苦渋の決断を迫られた我々町村および旧町村の教訓でもある。

広域行政は、既に一部事務組合や広域連合、事務委託や定住自立圏等多くの選択肢があるにもかかわらず、我々が納得できる十分な検証が行われないうまま、新たな圏域行政の法制度化が行われるならば、屋上屋を重ねるだけでなく、町村の自治権を大きく損なうものである。

我々全国の町村は、このような圏域行政の推進に断固反対する。』との特別決議及び防災・減災対策のさらなる強化・推進に関しまして、『未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、全国各地で地震、豪雨、台風、大雪などの様々な自然災害が毎年のように発生しており、特に、近年の記録的な豪雨災害等は、頻発化・激甚化・広域化し、いまや全国どこでも被災地になりうる状況にある。

これらの災害では、多くの人命が失われ、農林漁業をはじめとする産業基盤の甚大な被害とともに、水道、電力、通信等のライフラインの寸断や道路、河川、鉄道等の交通手段の途絶により、集落の孤立や長期間の避難所生活を強いられ、農業や商工業をはじめ生業の再建を困難にするほどの被害をもたらし、住民生活や産業経済に計り知れない大きな影響を与えている。

安全安心な地域社会づくりの基底にあるのは、地域コミュニティの絆と自助・共助・公助

の精神であるが、人口減少・少子高齢社会が一層進む中で、地域の総力を結集した地域防災力の充実強化も大きな課題となっている。

このような近年の災害教訓等を踏まえ、全国町村の総意として、国民の生命・財産を守り、災害に強い安全安心な国づくりを推進するため、次の項目を国に求めるものである。

1、「国土強靱化基本計画」については、これからの国づくりを見据え、必要な見直しを大胆に行い、各般の事業を強力に推進すること。

「防災・減災のための国土強靱化3カ年緊急対策」については、激甚化・広域化する自然災害に対応するため、恒久化と拡充を図ること。

特に、治山・治水対策および停電・断水対策等については、これまでに経験したことのない近年の豪雨・台風災害等の様相を踏まえ、対策の検討および支援の更なる強化・推進を図ること。

2、被災地の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること。

3、農林漁業や商工業、観光等への甚大かつ累次の被害は、地域経済に回復しがたい影響を及ぼすのみならず、離農や廃業等につながるものが強く懸念されることから、被災者に寄り添い、きめ細かな事業再開等に向けた支援策を講じること。

4、災害支援や復旧・復興に関わる各種法制度・支援策については、被害が多様化・複雑化していることから、被災地および被災者の現場実態を踏まえた実効ある支援となるよう、指定要件の見直しや支援対象の拡大等を行うこと。

5、組織・人員の限られた町村においては、発災初動時から応急対応、復旧・復興の各段階における国の地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。

また、災害関連情報の伝達・情報共有等に係るハード・ソフト両面の必要な見直しや整備について、支援策を充実すること。

6、住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。』

以上6項目の緊急決議を決議したところであります。

大会の報告は以上であります。

次に、行政運営の状況について報告申し上げます。

まず、防災関係につきましては、住宅用火災警報器設置補助金制度を9月にスタートさせ、申請に基づき補助金の交付を進めております。また、11月29日に開催した駐在員会議において説明を行ったところであり、火災から人命を守るため本事業をさらに推進し、設置率の向

上に努めてまいります。

次に、地方創生関係につきましては、総合戦略改訂に向けて実施した住民アンケート結果を踏まえ、11月に第2回目の庁内プロジェクトチーム会議を開催いたしました。現在、プロジェクトチームや推進本部会議において戦略の素案を作成中であり、第1期総合戦略の検証を行うとともに、有識者会議の意見を聴取しながら次期戦略を策定してまいります。

次に、移住定住の推進につきましては、移住コーディネーターによる相談対応は10月末までに延べ170件ほどとなり、昨年度と比較し増加の傾向となっております。

空き家バンク事業においても、登録物件の件数が徐々に増えてきており、宅地建物取引業協会と連携して調査を行っているところであります。今後も、ホームページ等で情報を発信し、空き家の利活用と移住定住人口の創出に努めてまいります。

次に、「こども未来応援事業」につきましては、「バスケットボール選手になりたい」「ユーチューバーになりたい」という夢を持つ子どもたちに、各関係機関のご協力のもと、日ごろ経験できないような体験の機会を提供したところであり、今後も、将来の夢を描く子どもたちのチャレンジを支援してまいります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、本年6月の法改正に沿って返礼率を3割以下に変更したため、従来の「さとふる」に加え「ふるさとチョイス」のサイトにおいても寄附申し込みを開始いたしました。さらに、返礼品の見直しと、パンフレットのリニューアルも進めており、サイト利用者以外の方への周知も行っております。

寄附金につきましては、昨年10月末までの同時期と比較しますと、件数、金額ともに微増となっているところであります。

次に、健康づくり対策につきましては、住民総合健診の未受診者に対し、来年1月末まで実施している施設検診を勧奨することによって受診率の向上を図るとともに、精密検査が必要な方へ専門医療機関の受診を積極的に勧め、疾病の早期発見に努めているところであります。

また、生活習慣病対策としましては、特定保健指導の対象となった44名に保健師が個別面談や訪問を実施し、食生活の改善及び継続した運動の支援を3カ月間にわたって行い、現在はその効果を検証しているところであります。

さらには、村食生活改善推進委員会の自主活動による「バランスのよい食事と減塩食」をテーマにした料理講習会を12月までの予定で順次開催しているところであります。村管理栄養士の指導のもと現在まで計4回開催し、参加した59名が栄養バランスや減塩の工夫について学んだところであります。

また、10月27日の村文化祭にあわせて開催しました「健康福祉まつり」では、血圧、体脂肪、肺機能、血管年齢などの測定や口臭測定器によるブレスチェックを行い、その結果に基

づいた保健師によるアドバイスや、歯科衛生士による口腔ケアを実施したところ、延べ311名が健康チェックを体験し、健康について深い関心を持っていただくよい機会となったところでもあります。

ほかにも、野菜蒸しパンの提供や、食の推進キャンペーン等に多くの家族連れが訪れ、にぎわいを見せておりました。

今後も、これらの健康づくり事業につきましては、健康意識の高揚や健康的な生活を推進するため、継続して取り組んでまいります。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、中学生以下の希望する子どもを対象に、外部被ばく検査を実施いたしました。検査の結果、92名全員が健康への影響が心配されるレベルにはないという評価を専門機関よりいただき、11月中旬に受診結果をお伝えしたところでもあります。

次に、福祉関係につきましては、9月14日に村敬老会を開催いたしました。本年は、約340名の高齢者の方々にご出席いただき、長寿をお祝いし、式典終了後には、村内の芸能団体等による踊りや各種演奏を鑑賞したほか、ブースで特産品等の買い物をするなど、楽しいひとときを過ごしていただいたところでもあります。

また、9月20日に少子化対策として子宝祝金贈呈式を健康保健センターにおいて実施いたしました。今回は第二子3組、第三子6組のご家庭に祝い金と記念品を贈呈し、子どもの健やかな成長を願ったところでもあります。

また、10月8日に聴覚障害者相談会を湯本支所において開催いたしました。この相談会は、聞こえの不安や生活に不便を感じている方で、近隣に相談できる医療機関や店舗が限られている僻地の方々を対象に医師や専門家が出向き、医療相談や補聴器の要否判定等を行うものであります。ふだん、悩みを持っていても受診できずにいた方や、補聴器を体験して会話がスムーズになった方など、それぞれの不安が解消され、今後もこのような相談会などを通じて悩みや要望を把握し、個々の状況に応じた支援を実施してまいります。

次に、税務関係につきましては、滞納者対策として、村税等特別滞納整理対策会議を10月に開催し、年末にかけて村税、上下水道料、介護保険料について、全職員体制で臨戸訪問徴収を行い、滞納額の圧縮及び収納率の向上に努めているところでもあります。

次に、国土調査につきましては、牧本第26地区の広町ほか17字において、長狭物調査及び一筆地調査が終了し、図根三角点等の設置作業を進めているところでもあります。

次に、農業関係につきましては、令和元年産米の作付から、国による生産数量の配分が廃止されたところでもあります。福島県においては、米価の安定を図るため、市町村ごとの生産数量の目安が示されており、この趣旨を踏まえ、本村におきましても、県から示された主食用米生産数量の目安764ヘクタールを目標に、飼料用米への作付転換を推進したところであ

りますが、目安を7ヘクタール上回る作付となったところであります。

また、作柄につきましては、長梅雨と低温の影響により夏場の生育不良が懸念されておりましたが、8月以降の好天により持ち直し、10月31日に農林水産省が発表した10月15日現在における福島県の作況指数は102の「平年並み」となり、JAの買い取り価格はコシヒカリで60キロ当たり1万3,700円と前年より200円の増となり、4年連続の引き上げとなったところであります。

また、11月3日に開催した第12回天栄米食味コンクールにおいては、村内生産者より84点の出品があり、6名の方が金賞を受賞されました。本年は、昨年から本格的な栽培が始まった「ゆうだい21」がノミネートの過半数を占め、審査員である米食味鑑定士の皆様からも高い評価をいただいたところであります。

また、11月30日に千葉県木更津市で開催された第21回米・食味分析鑑定コンクール国際大会では、5,143点の出品の中、最高部門の国際総合部門に「ゆうだい21」がノミネートされ、内山正勝さんが金賞を受賞、内山耕一さんが特別優秀賞を受賞されました。また同日には、天栄村及び天栄米栽培研究会が、環境省の第7回グッドライフアワード、地域環境ブランディング賞を受賞し、環境大臣より授与されました。これらは、村と研究会が長年取り組んできた環境に配慮した米づくりが評価されたものであり、喜ばしい受賞となったところであります。

次に、特産品のPRにつきましては、11月16日と17日の両日、東京都板橋区の大山商店街において「天栄村採れたて市場」を開催し、村ブランド産品を初めとした地場産品の販売を行うとともに、11月20日から26日にかけては、東京日本橋三越本店において天栄米のトップセールス及び販売プロモーションを実施し、いずれも好評を得たところであります。

次に、林業関係につきましては、森林整備や放射性物質対策を目的とした「ふくしま森林再生事業」を上松本地区の約20ヘクタールにおいて進めております。

また、有害鳥獣対策につきましては、11月14日までの捕獲期間中、ツキノワグマ16頭、イノシシ125頭、鹿16頭を捕獲したところであります。

次に、商工観光関係につきましては、9月28日から10月6日までの9日間にわたり第89回FICCオートキャンプ世界大会を羽鳥湖高原において開催いたしました。期間中は、世界14カ国から延べ4,000人の参加者が集い、オートキャンプを通して交流を深めるとともに、東日本大震災から復興した福島県、そして天栄村の安全安心な現状を発信することができました。

また、大会に合わせて開催した「てんえい商工祭」「清酒で乾杯」につきましても、キャンプに参加された外国人を交え、にぎやかに開催されたところであります。

次に、今回の台風第19号により発生した災害復旧事業につきましては、公共土木、農地・

農業用施設、林道など多岐にわたり被害が発生したことから、これまで実態把握や応急復旧に努めてきたところであります。現在、国の災害認定に向けて査定を受けるべく準備を進めているところであり、査定後は復旧工事の早期着手に努めてまいります。

次に、除染土壌等の仮置場につきましては、現在、高トヤ、土橋久保、小川、上松本地区の仮置場から除染土壌等の搬出を実施しているところであり、本年度中に高トヤ地区仮置場の一部を残して搬出が終了する見込みとなっております。

また、中郷地区仮置場につきましては、地権者と原状回復の協議を行っており、原状回復を進めている中屋敷及び下松本地区の仮置場につきましては、工事の早期完成に努めてまいります。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、中小川橋、布引4号橋、母子沢橋の橋梁補修設計が完了し、児渡滝田線道路改良工事及び二岐線落石防護柵設置工事に着手をしたところであります。

次に、農業土木事業につきましては、飯豊地区の農道舗装工事、金井道地区の水路布設替工事及び大平持石地区の水路設置工事に着手し、農業用施設の整備に努めているところであります。

次に、石綿セメント管更新事業につきましては、京谷原地内の配水管布設替工事及び県道十日市矢吹線、郡山矢吹線高林地内の水道管路舗装復旧工事を11月に発注し、年度内完了を目指して進めているところであります。

次に、学校教育関係につきましては、「つなぐ教育推進事業」の取り組みとして、9月13日に天栄中学校において、小学校の算数と外国語活動、中学校の数学と英語の授業を公開し、県教育委員会より小・中学校全ての教員に配布された「ふくしまの授業スタンダード」や、本村の教員が作成した「授業づくり5つのポイント」をもとに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた実践を本村のみならず県内各地の教育関係者の方々に参観していただいたところであります。

特に、小学校の外国語活動や中学校の英語の授業では、外国語指導助手を活用した授業により、日本語と外国語の音の違いに気づかせながら、外国語になれ親しむ子どもの姿が見られました。また、授業後に開催した研修会は、2020年度からの小学校における外国語の教科化に備えた取り組みや課題について検討するよい機会となりました。

さらに、11月15日には、道徳教育推進校に指定されている天栄中学校において、福島県教育委員会主催による道徳教育地区別推進協議会が、県中地域の教員と保護者74名が出席のもと開催されました。協議会では、本年度の研究成果を発表すべく全学年の道徳授業を公開したほか、研究協議や講演なども行われ、本年度より中学校で教科化となった道徳の授業づくりについて、天栄中学校の取り組みや授業での生徒の姿をもとに有意義な話し合いが行われ

たところであります。

次に、国による幼児教育・保育の無償化が10月よりスタートいたしました。本村においては、平成20年度から子育て支援の一環として村立幼稚園の無償化に取り組んでまいりましたが、全国的な施策となり、さらなる子育て支援の充実を図るため、議員の皆様のご理解を賜り、幼稚園給食費の無償化を実施したところであります。

次に、本村における少子化傾向を踏まえ、これからの子どもたちの教育環境及び学校教育の充実を図ることを目的として、「村小中学校のあり方検討委員会」を11月21日に開催いたしました。21名の方に委員を委嘱し、当委員会へ諮問書を交付した後、教育上望ましい学校規模と適正配置、学校の小規模化に伴う諸問題への対応など、幅広い見地からご意見をいただき、今後の学校のあり方や具体的な方策について答申案を本年度中に固めてまいることとしております。

次に、子どもたちの活躍につきましては、大里小学校が福島県書道連盟選抜展団体の部において特別団体賞を受賞、個人でも3名が特別賞を受賞したほか、優秀賞、特選に数多くの児童が入賞し、広戸小学校の児童は福島県発明展において福島テレビ社長賞を受賞いたしました。

さらに、天栄中学校においては、特設駅伝部女子が東北中学校女子駅伝競走大会で4位に入賞し、岩瀬支部中体連新人戦においても全種目で入賞、テニス部は女子団体及び男子個人の部において東北中学生新人テニス選手権大会に出場を果たすなど、多くの競技やコンクールで子どもたちのすばらしい成績が見られ、村民に明るい話題を提供していただいたところでもあります。

また、それぞれの学校においては、オートキャンプ世界大会への参加や、日ごろの学習の成果を披露する学習発表会・文化祭を開催いたしました。英語に関する発表のほか、愛村心を育む「ふるさと教育」で学んだ地域の歴史や文化、働く人々の思いや願いの発表をするなど、学校と地域が一体となったすばらしい発表が見られたところでもあります。

次に、幼稚園におきましては、10月5日に天栄幼稚園運動会を開催したほか、天栄幼稚園と湯本幼稚園の園児と一緒に学ぶ交流会を9回実施したところでもあります。ほかにも、両幼稚園では、普段の幼稚園生活の様子を参観して子どもたちと一緒に触れ合う機会を設けたフリー保育参加や幼児劇の鑑賞、幼年消防クラブ活動などを実施するなど、行事や保育内容を工夫し、保護者や地域と連携を図る特色ある教育活動の実践を行っているところでもあります。

次に、生涯学習関係につきましては、9月8日に第34回羽鳥湖畔マラソン大会を天栄村羽鳥湖高原交流促進センターを会場に開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、県内外より集まった約800名の選手がすがすがしい羽鳥湖高原の自然の中を走り抜けました。また、本年も福島トヨタ自動車株式会社様や夢みなみ農業協同組合様、株式会社コンビボックス様な

ど各企業にご協賛をいただき、選手の皆さんに大変ご好評をいただいたところであります。

また、9月6日と12日に、家庭劇場を村体育館と天栄幼稚園において開催し、子どもたちの情操教育の一環として演劇や人形劇を鑑賞していただきました。

また、9月21日には、小野町で市町村対抗福島県軟式野球大会が開催され、天栄村チームは郡山市と対戦し、0対8と惜敗となりましたが、強豪チームを相手に気迫あふれるすばらしいプレーが見られたところであります。

また、10月14日に第3回天栄村演芸大会を生涯学習センターにおいて開催いたしました。当日は、太鼓やおカリナ、フォークソングやカラオケ、踊りや民謡など36の演目が発表され、発表者は日ごろの練習の成果を多くの観客の前で発表し、来場者は発表者のすばらしい演目を鑑賞することができ、双方から大変好評を得たところであります。

また、10月26日、27日に第55回天栄村文化祭を開催いたしました。初日は、総合農村運動広場と村体育館で生涯スポーツフェスティバルと作品展示を行い、2日目は、作品展示に加え「健康福祉まつり」を村体育館と役場前駐車場において実施いたしました。体育館のステージでは、小・中学生による演奏や応援団の発表のほか、大道芸人によるステージなども開催し、来場した多くの皆様に楽しんでいただきました。さらに、3年目となる村自慢大会においては、小・中学生から一般の方まで9組の発表者が、それぞれが思い描く村のよいところを趣向を凝らした形で発表していただき、村の魅力を発信できたものと考えております。

また、11月17日に第31回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。本村は、中学生、高校生を中心とした選手で臨み、3つの区間で村の部区間賞を獲得するなど、選手一人一人が力を出し切るとともに、チーム一丸となった練習の成果が実を結び、総合成績31位と昨年より順位を6つ上げ、村の部の敢闘賞も受賞することができました。当日は、議員の皆様には朝早くからご声援をいただき、誠にありがとうございました。

次に、湯本公民館事業につきましては、9月18日に職域等親善バレーボール大会を開催し、湯本地区内7チームの職場間の交流を図ったところであります。

また、11月2日、3日に第44回湯本地区文化祭を開催し、園児・小学生の劇や合奏、小・中学生のヨサコイ、中学生の太鼓・ハンドベル、地域住民の芸能発表と特別企画のモンキーパフォーマンスなど、来場した皆様に楽しんでいただいたところであります。

次に、湯本地区の高齢者世帯巡回事業につきましては、須賀川消防署長沼分署湯本分遣所と一緒に、ひとり暮らし・高齢者世帯を巡回し、冬期間に向けた火災予防の啓発を実施いたしました。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案12件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制

定、議案第3号 天栄村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、新たに規定される会計年度任用職員の給与等を定める条例の制定及び関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村表彰条例の一部を改正する条例の制定、議案第5号 天栄村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 議会議員の議員報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第8号 村長等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に基づき、期末、勤勉手当の支給率等の改正を行うものであります。

議案第10号 令和元年度天栄村一般会計補正予算につきましては、期末、勤勉手当の支給率等の改正、消防団へのデジタルトランシーバーの配備など2,335万円を追加補正するものであります。

議案第11号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第12号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、期末、勤勉手当の支給率等の改正による補正であります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和元年12月4日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

それでは、暫時休議いたします。

10分間休議いたします。

(午前10時46分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時55分)

---

### ◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次

発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。最初に、1番、北島正君。次に、8番、熊田喜八君。次に、6番、揚妻一男君。次に、9番、後藤修君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

◇ 北 島 正 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、1番、北島正君の一般質問の発言を許します。

1番、北島正君。

〔1番 北島 正君登壇〕

○1番（北島 正君） おはようございます。

村議会会議規則に基づき、一般質問を行います。

1、台風による災害復旧事業の状況について。

台風19号による災害は県内外に多くの被害をもたらし、村内でも道路のり面の崩落や農地及び用排水路への土砂の流入等が多く見られ、営農活動に不安が生じているところです。

そこで、今回の台風19号等の被害状況と、それらに対する復旧工事の取り組み等について伺いたい。また、多数の箇所において復旧工事を実施するので、年度内に完了するのか、繰り越す箇所が生じるのかも伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

10月12日から13日にかけて降り続いた台風第19号の豪雨により、本村においても農地を初め農業用施設や道路など、広範囲に及ぶ被害が報告されているところであります。

まず、被害の状況としましては、水田や畑などの畦畔の崩落などが56カ所、農業用施設としまして水路などの損壊や土砂の堆積などが63カ所、公共土木関係の村道や河川、林道などのり面崩落や路盤の洗堀などの被害が45カ所の被害となっております。

これまでは、台風による被害の状況把握と応急復旧に努めてまいりましたが、今後は、これらの災害復旧に向けて取り組んでまいります。

まず、単独事業のうち農地等の小災害につきましては、過日、入札を行いました。その他の災害箇所につきましても、順次工事発注に向け取り組んでまいります。

また、補助災害に関しましては、現在、国の災害認定を受けるための災害査定に向けて準備を進めており、本村の災害査定は、12月中旬から1月までの間に農地・農業用施設、林道、公共土木施設全てが行われる予定であります。

復旧工事につきましては、査定完了後速やかに着手してまいります、進捗によっては翌年度に繰り越しとなる箇所も生じる可能性もあります。

いずれにしましても、早期完成に向け鋭意取り組んでまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 村内では、3名の方が郡山市で亡くなるという痛ましいことがありましたが、ほかの市町村の被害から見れば公共農地も小さかったようです。トータル的には164カ所ですが、その中で1カ所でも大きい災害箇所というんですか、それは金額が幾らくらいなのかお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

一番被害の大きいところでございますが、今のところ被害額の大きい箇所で、公共土木施設となります。こちら村道でございます、戸ノ内・丸山線を予定しておりますが、査定によって額は変動するものと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 査定前とかいうものの、おおよそ今金額、どのくらいなんだか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。大変失礼いたしました。

金額としましては、約4,800万円ほどを予定しております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） あとは164カ所あるようで、そのうちの農業分が56カ所ということで、見ると、用排水路への土砂の流入とかがすごく数があると思うんです。それに対して、施工していて、果たして来年の作付に間に合うのか、そこらの見通しはどうなっているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

土砂の流入によって水路等が閉塞しているというふうな場所につきましては、金額的には小規模災害に該当するかと思いますので、小規模災害につきましては、現在積算、こういったことを行っております。積算が整い次第、発注していきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 数が相当多いと思うんです。そうすると、業者さんでも受注してもな

かなか大変じゃないかと思うんですが、どうですか、見通しとすれば。作付までに。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

できる限り作付に間に合うように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） ちょっと耳に挟んだんですが、これは土地改良区との兼ね合いもあるのかなという気はするんですが、沖内地区のポンプが水没して基盤がどうのこうのということで、それに対しての手当てはどういうふうになっているのかと思ひまして。これは農災に該当するんじゃないかなと思うんですが、どうなのかなという。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

沖内地区のポンプ場の基盤というふうなことで、こちらについては、今、農業用施設、こちらのほうの災害補助の認定に向けて調査並びに査定に向けた取り組みを行っているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） わかりました。

そうしますと、公共とかいろいろの災害164カ所あるんですが、それ以外の学校とか集会所ののり面とか、あとお墓の土手が崩れたとか、そういうその他の災害で箇所を拾っているところはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その他の公共施設に関する災害復旧につきましては、先般、臨時議会でご決議をいただいた補正予算に計上いたしました天栄ホームののり面の復旧1カ所で、それのみということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） あと、若干不思議だと思うんですが、共同墓地があるんです。共同墓地ののり面が崩れたのはどうなんだべと言ったら、それは該当しないんじゃないですかと言われたんですけども、調べると集落の共有の墓地であり、あと宗教団体の管理しているあれでもないんですね。墓地台帳を見ると、一応管理者は天栄村長と上がっているんです。だから、それらについての考え方がどうなのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが、災害で

取り組むことができないとすれば、何か違ったやつが補助でできないものなのか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そのいわゆる共同墓地につきましては、その復旧については村が事業主体となって実施するという事はなかなか困難であると、これまでもそういったことで対応をさせていただいております。ということでございますので、例えば、その行政区のほうで復旧に関しての費用の補助を村に申請いただくとか、今進めております協働の里づくり事業をご活用いただくなど、そういった方向で行政区のほうが主体となって復旧に当たっていただければ、今後村としても財政的な支援が検討できるのかなということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） では、そのような方向で地元では進めていくようにお話ししたいと思います。

何とか、来年の作付までに災害復旧事業が終わることを願ひまして、1つの質問については終わります。

次に、災害予防対策についてですけれども、さきの台風19号における災害については、異常気象により降雨量も今までとは違う多量の雨を降らせました。それに伴い、予想できない箇所での河川の氾濫や土砂崩れ等が起きております。今後、想定外の大雨に対しての予防策を考えていかなくてはならないと感じます。

牧本・広戸地区については、上流に防災ため池のダムがありますが、大里地区については、小さな農業用ため池等がありますが防災上重要となる大きなため池はないと思われまます。

そこで、今後予想される大雨等自然災害に対して大里地区はどのように取り組んでいくのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

県内各地に甚大な被害をもたらした台風19号につきましては、天栄村や近隣の市町村などで記録的な大雨となり、6時間降水量や12時間降水量において、観測史上1位となる観測値が発表されました。

本村におきましても、降り始めからの雨量は、本庁や湯本観測所においてそれぞれ300ミリを超す降水量を記録しており、土砂崩れなどの被害も広範囲に及んでおります。

ご質問のとおり、想定外の大雨に対する予防策としましては、台風などの気象情報や発信

される警戒情報などを十分に活用し、自然災害に対する警戒意識を持ち、落水対策や避難の意識が大変重要であると認識しております。

また、農地などにつきましては、災害に備え、ため池などの洪水調整機能の確保、排水路の管理など日ごろからの維持管理も大変重要なことと考えます。

台風や異常気象などが予想される場合には、気象情報などをもとに、施設の管理者による低水位管理などの対策を講じていただきたいと考えております。

なお、防災ため池など、確かに有用な対策と思われませんが、ハード対策には費用と時間が必要であり、まずは被害に遭わないよう避難に心がけていただくことが重要と考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 今のところ、計画的なことはないというふうなことなんですが、今年の台風の影響で、竜田川と釈迦堂川が合流した、その付近での堤防の越水とか何か、そういう被害の状況はなかったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

河川の氾濫による越水というのはなかったものと理解しております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうすると、想定外で、毎年毎年、雨の降る量も違ってくるし、河川のダムが100年単位でどこもやっていると思うんですけども、そういっていても、今年の場合は鏡石とか須賀川でも堤防から水が超えたとかという、そういう事例があるんです。ということは、考えれば、やっぱりもう少し上流で何かダムを考えると、そういうふうなやつを考えていかなくちゃならないと思うんですけども、そういう考えは、まるっきりないんでしょうか。県的にも。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今回の台風19号の被害を受けて、総務省からのマスコミ報道がありましたが、河床の浚渫（しゅんせつ）というようなことで、どうしても河川に土砂が堆積しているというようなことがありまして、議員がご指摘した箇所についても、今年度、河床の浚渫も行ってたこともあったので、越水することもなくあれだけの雨量があってもスムーズに流れていったことでございます。

今後、県とも連携をしながら、県の管理になっておりますので、浚渫をまず行うことが私も先決かと思っておりますので、そのような今できる対策をしながら進めてまいればと考

えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 費用もこれからかかるということで大変なんでしょうけれども、今日の新聞なんか見ると、国土強靱化ということで工事費がいっぱいつくような形ですね。であつたら、そういうのをうまく利用して、ひとまず安養寺のほうにため池が2つほどあるんです。それ現状を見ますと、2つとも埋まっています、ため池の役目をしていないんです。だったら、そういうのは防災ため池の事業かなんかそういうのを見つけきて、活用したらどうなのかと思うんですが、そういう考え方というのはどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、河川等の浚渫と申しますか、河道掘削と申しますか、そういったものをまず重点的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） その河川は浚渫するのはわかるんですけども、河川の中に木とか生えているんです。ああいうのをどういうふうにするのかなと思って。ああいうのをやらないで浚渫だけして、河川に立っている木はそのままにしておくつもりですか。そこらはどういうふうに考えているのかと思うので。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、河川のほうの管理は、県のほうで管理しているということで、県のほうには河道掘削、立木等の伐採ということでお願いはしているところでございます。

現在、県のほうでも河道掘削ということで、河川の土と樹木の伐採、こちらのほうも計画的に進めていくということで、村のほうでもお願いしているところでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、河川の中の樹木もこれからは切ってもらえると考えていいんですね。

あと、それとやっぱりくどいようですが、やっぱりうまく補助事業を見つけきて、上流にちゃんとしたため池があるんですから、県営事業か何かでもいいですから、今のため池を利活用すべきではないかと思うんです。そういう点をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北畠正君の一般質問は以上で終了します。

---

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） では、通告通りに一般質問を2点ほどさせていただきます。

1点目、年々、鳥獣による被害が拡大していますが、この問題に対して村はどのような対策を考えているのか、過去5年間に捕獲した鳥獣数を捕獲方法、捕獲した地域ごとに分類した資料を提出の上、伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

有害鳥獣による損害の被害範囲は年々、拡大の一途をたどっており、特にイノシシの被害及び目撃情報は数多く役場に寄せられております。その都度、村鳥獣被害対策実施隊に依頼し、被害箇所の見回りやわなの設置、そして捕獲していただいているところであります。

捕獲頭数についても、昨年度は一昨年度の倍以上のイノシシを捕獲し、本年度においても昨年同等のペースで推移しており、捕獲数においては一定の成果は認められますが、個体数の減少にまでは至っていないのが現状であります。

今後においても、電気柵やワイヤーメッシュ設置による被害の防除対策及び銃砲やわなによる捕獲対策の双方から対策を推進するとともに、地域おこし協力隊を活用した新たな獣害対策を進めてまいります。

なお、過去5年間の捕獲数等の資料は、お手元の資料のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私も、平成26年、あと平成30年にやっぱり同じ質問をしているんですけども、平成26年には、村長の答弁では電気柵などを設置して大変効果があるとの報告を多数寄せられていることが、引き続き設置補助などを行ってまいりますとのことですが、私の考えは、その電気柵というのはあくまでも電気柵であって捕獲でないの、結局はその個数というのはどんどん増えている、繁殖しているんですよね。去年の29年度は79頭、イノシシ、30年度が189頭、約倍以上の頭数が捕獲しているということですよ。これは、あくまでも捕獲数であって、捕獲のできないイノシシとか、ツキノワグマ、ニホンシカ、あとハクビシンなどは、捕獲しないほうがその5倍も6倍もいると思うんです。そして今現在、猟友会というんですか、捕獲隊というのは、今実際何名で活動しているのか教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、猟友会に関しては、今現在14名の方が加入されております。鳥獣被害対策実施隊については、12名の方で活動していただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この捕獲隊とか、この今協力してもらっている猟友会の方々、これ年齢は高齢化しているんじゃないですか。大体、捕獲隊とか猟友会の年齢の方の、大体平均でいいですけども、どのぐらいの年齢の方が、今捕獲隊とか猟友会に入っている方が年齢を教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

猟友会、実施隊ともに年齢は平均で68歳となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長にお聞きしますけれども、年齢68歳というともう高齢化のほうですよね、平均ですから。70歳以上の方もいるし。そうすると、村長もやっぱり若い人に、年齢層の若い人に捕獲隊に参加してもらったり、猟友会に参加する、そういう考えはあるんですか。あと、役場の職員の中でその猟友会なり捕獲隊に入っている方は、役場の職員の中では何名かいるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

猟友会にも高齢化の波が押し寄せているというようなことで、私も危惧しているところがございます、銃の資格を取るといのはなかなか取れないところもありますので、くくりわなの資格とか、その農業後継者、農業者の方々に取っていただいて、その中の1人の方、まだ60ぐらいの方なんですけれども、今、銃の免許も取得するように勧めております。今後、なるべく若い方にも取得をしていただきたいというようなことでお願いをしております。

職員については、まだ猟銃の資格を持った者はおりません。今後も強制はできないので、お願いをしながら勧めていくというような考えでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） やっぱり村長が先頭に立って、そして役場の職員が、村長がやるならば役場の職員もそれに沿って捕獲隊に協力するような体制を持っていかないと、この頭数を

見ると30年度で189頭ですよ、捕獲数が。ということは、野や山にはその2倍、3倍のイノシシがいるということです。ということは、やっぱり村長がみずから先頭に立ってやらないと、農家の方々は安心して作物をつくれなと思いますよ。そのことに対して、これからは村長みずから、あとまた役場の職員にお願いして、そういう心意気はあるのかないかをお聞きいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然、これは村でも実施しなければならないというようなことで、今、地域おこし協力隊、特化して募集をしまして、今回2名の方が応募をいただきました。1人は23歳の方で狩猟免許を持っている方、この方が年明けから村に移住しながらその対応に当たっていただくと。もう1名の方が、これは大学4年生で、この駆除等に大変興味があるというようなことで、大学卒業後、4月に入りましたらば、面接もしておりますので村に2名体制で行えるというようなことでございます。

確かに、議員おっしゃるように、個体数を減らすことは大変重要なことではございますが、また電気柵、そして今、徐々に進めているのがワイヤーメッシュの柵でございます。これも、山側と農地、畑、そういったところにきちっと設置をしながら、よける方法もとっていかねばならない。なかなかこの広範囲にイノシシも分布しておるものですから、まずはその捕獲する方法、それとあとはイノシシ等害獣が中に、畑とかに入って来ないように柵を設置していけるような体制をとって、ここはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞きたいのは、結局はその柵とか、そういうのでは一時逃れていくだけであって、個体数は少なくなっていないんですよ。繁殖しているから、どんどん増えていく一方なんです。だから、村長みずから率先して役場の職員の協力、それは村民全員でやることも可能ですけれども、結局は、村長がみずからそういうふうな心意気でやらないと、この年間に189頭ということは来年は、29年は79頭ですよ。去年が、30年が189頭ですよ。ということは倍増えているんですよ。倍増えているということは、それがまだ繁殖しているということです。2倍、3倍になるということなんです。そうすると間に合わないということです。だから、執行部が率先してやるべきじゃないですかと聞いているんです。それはわなで囲いをして、それは一時逃げただけであって、繁殖はしているんですよ。村長がやる気にならなくちゃ進まないんじゃないですかと言っているんです、きつい言葉になりますけれども。そのぐらいの意気込みがないと、この農家の被害というのはどんどん増える一方ですよという、そういう意味で質問しているんです。その辺の考えはどう

なんですかと聞いているんです。やりますと、そういうふうこれから率先してやりますとか、そういう対応しますとか、そういう答弁が欲しかったんです。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も、この害獣対策については率先してやってきておりますし、今ほど話したように、地域おこし協力隊、若い方2名も迎え入れるというような体制でおります。

あとは何よりもある程度捕獲していくこと、くくりわなの資格取得についても、村でも無償で資格取得に向けた取り組みに進めておりますので、ここは私もしっかりとやっておりますし、あとは村だけでやってもなかなかこれは対応できないので、今、近隣の市町村にも声をかけながら、県でこの対応をしっかりとさせていただきたいというようなことも再三、県との意見交換等においても話をしていますし、村としても捕獲、あとはイノシシ等が入って来ないような柵も設置しながら、両方で進めているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長、30年度の、2回目の一般質問のときには、村長はこういう答弁をしているんです、今と同じ答弁。「また、災害防止に対しては、補助など、鳥獣被害防止対策等に広域的な取り組みを求めるように、近隣の市町村や県と協議を進めているということと、今の答弁は30年にしているんですよ、私に。30年の質問のときに、今と同じ答弁しているんです。その後に、その隣村の市町村、たしか私はその前の質問のときには、天栄村だけで駆除対策しても、これは一時外に逃れてまた戻って来ますから、隣村の市町村と広域的に、簡単に言うと白河、須賀川の市町村長と話し合っ、そして共同でやるような方法をとったらどうですかという質問に対して、村長は「その隣村の市町村と検討、協議をしながら対応します」というのは、平成30年の答弁で今と同じ答弁しているんです。何回その市町村の首長さんと相談したり、検討、その協議をしたときは何回協議をして、どのような、そのときの協議の内容を具体的に説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、市町村同士の連携というようなお話なんです、首長に関しましては、会合等々あるごとに、やはりほかの市町村に関しましても早急な問題だというようなことで、いろいろ村長のほうから首長同士で下打ち合わせ的なものはさせていただいております。

それからまた、県を交えた我々のほうでも、例えば対策協議会というものがございまして、

そちらに参画していただいているというような部分で、いろいろ助言、アドバイス、それからこちらのほうから要望等々も申し上げております。

それで、実際鏡石町で昨年、実施隊というものが立ち上がりました。これについては、今までなかったということなんですが、鏡石についても徐々にそういった被害が出てきているというようなこともありまして、そういったこともありまして、こちらのほうも市町村レベルの共同でやっていくというようなことについても、今後進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私のしている質問は、何回協議をして、どのような具体的な、どのような話をしたんですかと聞いているんです。何回、じゃ何月の何日に、何年何月の何日にどこどこでこういう会議をしましたって、日にちとその内容を教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、何月何日何回というようなお質だったんですけども、こちらについては、実際会議の席を設けたというような形ではなくて、都度、担当者レベルでお話をさせていただいて進めているというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） だから村長は、平成30年度に、被害対策、防止対策や補助などの鳥獣被害防止対策を広域的に取り組めるように、近隣の市町村や県と協議を進めているところありますと言っているんですよ。ということは、やりますと言っているんです。それで一度もやらなかったんですか、村長さん。その隣村の市町村とこの鳥獣対策について、そういう話し合いを進めているところですよと言っているんですよ。一度もやらなかったんですか。どうぞ、村長、答弁。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

岩瀬地方市町村長会、これが須賀川市、鏡石町、天栄村での会議がございまして、年に2回会議がございまして。この中には、県中地方振興局長も出席している中で、私は、この害獣の対策というようなことで毎回提案をして、この近隣の市町村同士で連携をしながらこの対策に当たっていただきたいというお話をさせていただいて、ようやく鏡石町でその駆除の捕獲隊が実施できたというようなことでございます。全くその話をしていないことではなくて、そのほかにも村の捕獲実施隊の中でも、県の県中農林から担当者が出席しておりますので、

毎回その都度、そういうことの話はしております。

ただ、しかしながら、議員がおっしゃるように、なかなか進捗しないのが現状で、私も気をもんでいるところがございますが、その都度その都度、その話をしております。これはどこの市町村も同じような状況であります。どこの市町村も同じことをやっぱり言っております。自分のところだけの市町村で対応してもなかなか駆除ができないと、県のほうで、この広域連携の中でしっかりと対応していただきたいということで話もしてありますので、そこはなかなか時間がかかるというようなことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ村長、くどいようですけれども、29年から1年過ぎた30年には、79頭から189頭のイノシシが捕獲されているんですよ。ということは、まだまだ山とか見えないところには、このまだ下りて来ないところにはまだまだその2倍、3倍の頭数がいるということですから、村長がもう率先して、緊急の課題としてやらないと、農作物が荒らされて農民が作付する意欲がなくなるようでは困りますので、村長はみずから率先してやるように、ここでお約束をしてください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） この対策については、私も率先してやっておりますので、議員もご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく村民のためですから、村長が先頭になって、率先してやっていただくことをお願いして、1つ目の質問を終わります。

2番目に入ります。

いじめ問題について。10月18日の福島民友の記事に、2018年度に把握した県内のいじめ件数は、前年度比約1.4倍の6,815件に増え、過去最多を更新したことが、文部科学省の問題行動・不登校調査でわかったと報道されましたが、そこで、このいじめ問題に対して、現在、本村の教育委員会はどのような対応をしているのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

本教育委員会としての対応でございますが、まず、いじめは未然に防止することが何よりも重要であると考えております。本教育委員会の施策に、道徳教育の充実やいじめの未然防止を重点目標として位置づけているほか、平成30年に天栄村いじめ防止基本方針を改訂し、いじめの未然防止に関する対応や案件発生時の体制を整えております。

また、近年増加している携帯電話を介したいじめへの対応のため、メディア教育講演会を各校で実施しているとともに、メディア教育は家庭との連携が欠かせないことから、携帯電話やパソコン、ゲーム機などの使い方に関する文書や、「てんえい親子でつなぐ7つの愛言葉」を各家庭に配布し、思いやりを育む家庭教育の推進に向けた啓蒙にも取り組んでおります。

いじめは、どの子にも、どの学校にでも起こり得ることを踏まえ、さらに各学校への指導や、道徳教育の充実に向けた研修会の実施などに取り組むとともに、互いを認め合う授業づくりや、心の教育の充実を目指した支援を継続し、家庭との連携を図り、今後もいじめ防止に努めてまいる所存でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、いじめというのは学校ばかりじゃなくて、その家庭との連携も大事だと思うんですけども、私らの今からも50年、60年前なんていうのはいじめなんていうのは当たり前にあったんですけども、今のいじめというのは、私らの小さいときのいじめと全然質が違います。無視したり、あと携帯でお互いに一人の人をターゲットにしていじめたり、それは今の形態なんでしょうね。そういうことに対して、家庭との、家族というんですか、家庭との話し合いとか、PTAでそういう話し合いというのを取り上げたり、そのときの父兄の話の内容なんかは、どのような父兄の方の内容ですか、話の内容なんかはどのようなになっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

家庭の声ということでございますが、家庭のほうには、保護者へチェックシートなどを配布いたしまして、そちらのほうでお子様といろいろ使い方とか、約束事とか、そういうものを決めてくださいということをお願いしているところでございます。そちらのほうで積極的に、意欲的に取り組む家庭が増えてきたということもありまして、家庭への意識化を図ることはできたと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま一般質問の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時47分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、午前中に引き続き、いじめ問題について質問させていただきます。

いじめ問題に対してですけれども、父兄とのやりとりは文書でやっているのか、それとも父兄と懇談会というんですが、そういう内容でやっているんだか、それを年にどのぐらいの回数でやっているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

保護者とのやりとりは、困り事アンケート、生活アンケート、年に3回実施しております。それから、教育相談のほうも行ってございまして、年に1回程度行っている状況でございます。

[「懇談会」の声あり]

○学校教育課長（櫻井幸治君） 懇談会というか、教育相談です。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） それ、文書のやつ、後でよければ提出してもらいたいと思います。

あとは、天栄村にはこういうことはないと思いますけれども、子どもが子どもに対して遊んであげるからと、お金を持ってこいとかという、悪く言うと、私らの言葉で昔はカツアゲと言ったんだけど。そういうことが今、マスコミ報道で騒がれておりますけれども、そのような内容なんかは入っているんですか、そのあれの中に、文書の中に。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

金銭面のことについては触れておりませんで、冷やかしか悪口とか、仲間外れとか、そういう感じの文書でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） テレビ等、マスコミ等で聞くと、何か10万以上の高額らしいんですよ。子どもが子どもに対して遊んであげないからということで、仲間に入れてあげるのにはお金を持ってこいということで、10万以上の金額を取られたということで、父兄のほうから教育委員会のほうに報告して、テレビ等で、マスコミ等で騒いでおりますけれども。そういうことも重視したほうがいいと思います、今後。だから、その後で、どのような啓発活動に対しての文書のほうを後で提出してもらいたい。

あと、また、テレビ等で学校の先生、教員同士のいじめというのがあると。私らにしたら考えられないことなんですけれども、これは事実、マスコミ等であったんですけれども、1

人の先生に対して三、四名の先生が激辛のカレーを食べさせたとか、車の上に乗ったとか、そういうマスコミ等でありましたけれども、天栄村にはそういうことはないと思いますけれども、そういう報道に対して教育長はどのような考えを持っているんですか。また、これからのような対応をするのかもお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

大阪での教職員間のいじめなんかも、今非常に問題になっております。今の本村には、教職員間のいじめというふうなところは、いまだ私たちのほうには耳に入っておりませんが、やっぱり教員は、子どもたちにいじめとか、暴力に対して指導する立場にあるために、やはり教師みずから、そういうお互いに思いやりのある、校長を中心として思いやりある学級経営をするように、さまざまな研修会で私たちのほうからも指導していきたいというふうになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 現代は、小さなことでも何でもかんでもといったら失礼だかもしれないですけども、ほんの微々たることでもいじめに入りますので、だから学校のほうも、教育委員会のほうも本当にいじめに対しては敏感になっていますよね。昔だったら、こんなことで騒がないようなことでも今はいじめ問題に入っているから、その件数も増えていると思うんですけども、本当に微々たることでもいじめ、いじめという問題になりますので、まだ私から考えると、こんな小さなことでもいじめに入っちゃうのかというぐらいまでも、もういじめ問題になっているということで、学校のほうも大変だとは思いますが、とにかくいじめ問題には小さなことでもマスコミ等で騒がれたり何かすると、また天栄村のイメージにも大変傷つくもので、そういうところに十二分に気をつけてもらいたいと思います。

あと、もう一つは、生徒さんにいじめ問題に対して作文なりアンケートなどをとったことは、ここ1年間でもいいですけども、何回かやったことはありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 子どもたちに人権擁護委員から人権擁護に関する作文の募集がありまして、天栄村は岩瀬郡の中で一番出品数が多い作品で、いじめとか人権に対して、子どもたちに一人一人に作文、私の記憶は今、正確な数字はないんですが、天栄中の生徒がほとんど出品して、いじめに対しての自分の考え方を書くというふうな作文を出しております。小学生も、恐らく岩瀬郡の中ではかなり多くの点数を出品して、子どもたちがいじめとか、人を思いやる心についての家庭の出来事も含めてですけども、そのような作文を書いて提出

しておるといふうなところでは。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） その内容なんかもお聞きしますけれども、例えばいじめに対して、スリッパで殴られたとか、あと無視されたとか、あと下駄箱にいたずらされたとかとあって、もう学校に行きたくない、自殺したいというふうな作文を私のところに父兄が持ってきたこと、もう六、七年前か、そういうこともありましたけれども、そういうふうな作文みたいなことを実際に天栄の教育委員会のほうでは、各学校で年に何回かやっているということでは、何回ぐらい今まで現在やったかというのをお聞きいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 人権擁護、先ほど言われましたように、いじめとか、人権に関する作文の募集が夏休みにありまして、子どもたちはそれに向けて、基本的にはそれ1回、子どもたちは作文を書いて、人権擁護委員会に提出しているというふうなことです。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そのときの内容で、これは少し行き過ぎたとか、これはやり過ぎたとか、これはもう徹底して改善しなくちゃならないような、そういう案件はありましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 私たちも作文を読ませていただいて、これは完全に非常にいじめに遭っているなとかという内容がありました。それについては、各該当する学校に問い合わせして、そこで初めて、いじめの存在がわかったというふうなこともあり、あと虐待に近いものじゃないかというふうな疑いもその作文の中からありまして、その例としては、実際、確かめてみたら実は虐待ではなくて、子どもたちの思いのまま書いたのを読んだ人権擁護委員の方から電話がありまして、これは虐待に当たるんじゃないかというふうな例もありまして、実はそれ調べてみたら、虐待ではなかったということがありました。ただ、そういう作文を通して、やっぱり私たちもいじめとか虐待を知るといふうな機会になるという作文を通して、そういうことも行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 実際にいうと、昔のじゃれ合いがそれも何かいじめにカウントされているような風もありますけれども、そのじゃれ合いがいじめになったのでは、どこまでがいじめなんだか、私らも実際に父兄さんと余り話す機会がないので、ただ自分の孫とか、娘ですか、なんかに話を聞くと、本当のじゃれ合いももういじめになっちゃうらしいんですね。その辺が学校のほうも、どのように対応していいか難しいと思いますけれども、今後大きな

マスコミ等に叩かれないような、そういういじめのないような天栄村の教育振興に尽力してもらいたいと思います。最もいじめのないように、今後ともよろしくお願いします。

では、私の一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。

---

#### ◇ 揚 妻 一 男 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、6番、揚妻一男君の一般質問の発言を許します。

6番、揚妻一男君。

〔6番 揚妻一男君質問席登壇〕

○6番（揚妻一男君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をいたします。

まず初めに、村道芝草・鎌房線の新道路建設について。

現在利用されているこの路線は、急な坂道であるため、冬期間にあつては凍結すると大変危険な通行を強いられています。このことから、新道路の建設を県に要請し、用地の買収を行って、はや8年がたちましたが、いまだに着工に至っておりません。また、議会に対して何の説明もありません。今まで村では、県へどのような要望を行い、県からはいかなる返答があったのか、その内容の説明と今後の対応と対策について、村の考え方をお伺いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ご質問のとおり、本路線は急勾配のため、冬期交通の積雪時には凍結による危険性が増すこともあり、運転されるドライバーの方には、特に慎重な運転を強いられる路線でもあります。

このような状況の解消を図るため、本路線の調査設計業務を平成21年度に委託したところであります。その結果、概算で約10億円の工事費がかかるとの調査結果が報告されたため、村負担の少ない事業や採択可能な事業を検討しておりましたが、採択の実現性が極めて低いため、県の代行事業による事業実施の要望を行っているところであります。

県への要請は、平成28年度に福島県県中建設事務所に対して行い、毎年まちづくり意見交換会において重ねて要望しておりますが、県からの回答では県代行事業の要望の声も多く、県内継続中の事業の早期完成を優先としているため、長期的な要望となることを想定していただきたい、また、交付金等の活用に向け、必要な情報提供や助言に努めますとの回答をいただいておりますので、今後、長期的要望活動とはなりますが、引き続き事業採択に向けて要望するとともに、交付金事業などにつきましても指導助言をいただきながら、事業採択に

向け、可能性を見出してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは前の話で失礼なんです、今の村長に失礼なんです、前の村長はすぐにできるみたいなことを言っておったんですよ。ところがもう8年、そして全然前に進んでいないということなんです、要望事項、村長になって8年になるわけですが、ずっとやってきたわけだと思います。これは、すぐにはできないというのはわかりますが、県中事務所だけの要望なんですか。これは知事なり県の土木部に行って、そちらのほうの要望なんかはしていなかったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

県中事務所長に対して要望活動を行いまして、その中で、県を通して県の土木部のほうに報告していただいていたというふうな状況でございます。

そのほかにつきましては、先ほど答弁にもございましたように、まちづくり意見交換会、こういったものを通して、県の土木部のほうに伝えていただいている状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ10億円もかかる道路、県中事務所、こんな要望で道路はできるんですか。その辺なんです、我々期成同盟も県にも要望に行くけれども、そんな県中事務所の所長に話をして、これだけの事業ができるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、県中事務所、そういった事業採択ができるのかというご質問でございますが、こちらは、あくまでも県の土木部で判断されるものと考えております。これまで土木部のほうには行っておりませんでした、それらも含めて、今後そういった活動も考えていきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 8年たつわけなんで、8年の間、県中事務所、ここの所長はずっと今まで同じくおられるんですか。それとも何回もかわっているんじゃないかと思うんですが、そのたびに話はしていると思うんですが、いつも同じ答えなんですか、返答なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

県中事務所長も、やはり二、三年程度で異動されております。毎年、要望活動は行っておりますが、やはり県のほうに対して、県代行事業、こちらの要望が多いというようなことで、ほぼ回答については毎年同じような回答でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 人もかわっても、同じ要望を持って同じところへ行って、同じ回答をもらってきて、これで要望になりますか。道路なんて、こんなもんで、これほどの10億の事業、私はできないと思うんですよ。やはり期成同盟だって、また議会の協議会でも要望事項は県庁まで行って、知事、そして地元選出の議員、それから関係土木関係のところを回って要望をしてくる、それだってなかなかできないのに、こんな要望活動で、これだけの道路をつくってもらうという、その考え方が少し甘いんじゃないでしょうか。村長、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この道路の整備に関しましては、なかなかいい補助がないというのが実情でございます。村でやれるとすれば単独、あるいは社会資本総合の社総金を使った道路の整備になってきますので、ただこれは、10億というような予算の中であれば、もうすごい年数がかかるというような状況の中で、いろいろとこれまでも県のほうとも相談をさせていただきました。今、担当課長からお話があったように、県代行事業というのが一番いい方法ですよというようなことで言われて、これも各市町村から上がってはきているんですけども、それが終われば毎年出しておかないと、この優先度合いがだんだん上がってきますというようなことは言われております。県でも災害発生したり、そちらに予算が行ったりというようなことで、なかなか厳しい状況ではございますが、一番いい方法は、県中建設事務所を通じて県のほうにこれは上げてありますので、毎年毎年、要望でもありますので、全くそのままの状況ではないということでは言われております。なかなか厳しい状況であると。

それともう一つ、西郷村さんで雪割橋のかけかえというようなことで、防衛省の予算でここが始まりました。私も羽鳥湖高原に抜ける道路のアクセスとしては、これも重要だというようなことで、この道路の整備を、この2村で期成同盟会をつくって、今度は防衛のほうに要望をすることも一案として、今、そちらについても進めている状況でございます。

今後は、この方法なり要望については、議会議員の皆様方にもご指導とご協力をいただきながら進めてまいればなというような中で、今準備をしているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 何か要望事項についてなんですが、また別な防衛省のほうでも出てきたようですが、とにかくこれは、そんな簡単にいかないということだと思います。

ただ、今の説明の中で、村の代行事業、これが一番いいということだということなんです、村の代行事業というのは、県のやる事業とどう違うんですか、その辺詳しくちょっと説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 1時57分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時00分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お時間をいただきましてありがとうございます。

県の市町村代行事業でございますが、こちらにつきましては、まず少なからず村の負担というのは発生してくるかと思います。ただ、事業内容、そういったものによって、負担割合が変わってくるのかなというふうには考えております。ただ、村のほうの財政負担が少なくなるということもございますので、できる限り代行事業で実施していきたいというふうを考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、費用が若干かかると、村にも負担があると、代行事業の場合にあるということなんだね。それは、どのくらい何割くらい負担、村でしなきゃならないか、その辺わかんないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

事業の負担割合でございますが、一律幾らというふうな形で決まっているわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

〔「おおむねで幾らくらいかかるんだか」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 大変申し訳ございません。額、割合については、今のところちょっと決まっておられませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 課長にもお願いしておくけれども、もう少し詳しく総事業費がわかっ

ているんだから、県のほうで、代行事業の話の中でどのくらい村の負担分あるんだか、やっぱり確認するのも一つの大事な仕事ですよ。やはり要望に行って、ただ、はい、そうですかではなくて、こっちから進んで要望活動を積極的にやらなきゃ何もありませんよ。8年過ぎても、いつになるかわからない事業を待っているような、これはちょっとおかしいと思いますよ。

それから、ちょっとお聞きしますが、今までに調査費と土地代、これどのくらいかかっているかお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

委託設計につきましては、予備費と概略、そのほか測量調査設計まで含めまして6,923万円ほどかかっております。また、土地の購入費用としまして3,491万4,654円ほど費用がかかっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この調査費用、おおむね6,900万かかっているわけですが、これは補助があったんだよね。村の持ち出しじゃないですよ、これ。県からですか、国からですか、どこからこれ補助金、幾ら来たんだか、ちょっとお尋ねします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほど申しあげました6,923万円のうち、測量調査設計としまして6,510万円、この分につきましては、経済危機対策臨時交付金ということで、国からの交付金として入っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは国からの交付金だけでも、これは県を経由して村に入っているんですよね。そして、事業計画、当然組んだでしょう、設計だのやるのに。これ出すのも、この事業を行うにも、調査費をもらって行う事業にしても県を通して国に行って、県を通さずに直接国とやっているんですか。県を中に入れて、国との調査と交付金の交付をいただいたということになるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

計画に関しましては、国に直接計画書のほうを提出いたしまして、事務手続につきましては、県を通して手続を行ったというふうな形になります。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、県もこの事業については十分知っているということではないんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

県に関しましては、要望活動も行っておりますので、内容については共有しているものと理解しております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 国も、これほどの補助金を出して調査設計をさせておいて、当然、県も知っているという中で、なかなか道路、そしてましてや、村で土地まで買って待っているのにやってくれないという、こんなことはあり得ますか、だって。要望活動といえども、やっぱりこれは知事まで、村長、上まで行って、こういう状況をきちんと説明したらどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も詳しくは把握していなかったものですから、今後いろいろと、その当時の状況等も把握しながらどういう状況で持っていけるか、それらについても、なるべく早目の対応をとってまいりたいと思いますことと、当時、緊急経済対策というような中で、多分、村としてもあそこの道路は観光地と大変重要な道路でございますので、整備をしたいというふうなことでの補助がついたと思いますので、その工事自体は、自分のところで多分できるだろうというようなこともあるかと思っておりますので、その辺も含めてちょっと調べた中で、県のほうにはしっかりと知事部局まで持って行って、要望してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そういういきさつがあるわけですから、やっぱりその辺で推していくか、また、今、先ほど防衛省との話もしてきたというような話もあるんですが、今、防衛省はちょっと後から聞きたいと思いますが、もう一つ聞いておきたいんですが、道木沢からブリティッシュヒルズまでの道路、新道路できましたね、あれはどういった事業であの道路ができたんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

そちらの道路は、林道道木沢線と申しまして、ふるさと林道緊急整備事業という形で整備をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ふるさと林道の整備なんですか。ちょっと難しいかなと思うんですが、あの道路の延長というようなことで、そちらのほうの事業はちょっと使えないんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

林道整備に関しましては、林道占用に係る森林面積、こういったものが要件になってきておりまして、森林による林業の活性化といいますか、そういったものに活用するというところで整備するものでございまして、芝草・鎌房線につきましては、ほぼ別荘地なものですから対象にはなっていないと考えます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと林道整備ということであれば難しいかなと思うんですが、やっぱり何でもやってみないとわからないんですよ。ただ言われたことをやっていて、課長、前に進まないんだよ、一つも。

よく例に話が出るけれども、佐渡島に海を渡って国道走っていると。国道の延長だということで総理大臣がつくったらしいけれども。だから、役所というのは、一つの言いわけみたいなことができればできないわけじゃないんだよ。ただ指くわえて、だめだと自分ら考えて、これはだめだと思ってやらないと前に進まないと思うんですよ。だから、やはり何でも、そういったことをどんどん情報を入れながらやっていかないと、ただこの8年間やっていたよ、行ってましたよといっても、全然私たちにはわからないですよ。今まで1億もかけて、このようにほったらかしにしてる。

ほったらかしておくといえ、今、その買った土地、それきちっと管理されているんですか、下刈りか何かして、道路としてわかるような管理はしているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

当時、用地測量等々で境界ぐい、こういったものを打ったまま現在に至っておりますので、維持管理というのはこれまではしてきておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あそこをあのままにしていたら、相当、林みなくなっちゃって、下刈りもしないでおくということはどうなんですか。きちんと管理しておかなきゃ、またあれに

相当金かけて、一応くいは打ってあるというけれども、基本ぐいくらいなんでしょう。全部あそこにバラ線でも張って、道路ですよというような明示をされているわけではないんでしょう。ただそのままになっているんじゃないですか。課長、見てきたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

用地の入り口までは行きましたが、中のほうまでは、ちょっと入っていないということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 入り口までは行けたけれども、そこから先へは行けなくて行かないということですか、やはり担当課長ですから、これは重要なことですから、例えば今回質問されるんだったら、ちょっと現場確認してくるのも一つの方法じゃなかったのかなと思うんです。やっぱり、しっかりその辺やっていただきたいと思います。

それで、先ほど防衛省の話が出ましたけれども、防衛省のほうにも既に要望を出しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 防衛省には、まだその要望は出しておりません。西郷村さんで雪割橋のかけかえと、防衛省の事業でやったものですから、その道路を天栄の羽鳥湖高原まで整備したいというようなこととお話をいただいたものですから、それに合わせて、今後、期成同盟会を設置して要望する方法も一案かと考えております。

ただ、ただですよ、県のほうにお願いする、じゃ防衛省にもお願いするというような中で、どっちかある程度はやっていかないと、なかなかここは両方というようなこともできないものですから、その可能性があるほうに見出していきながら進めてまいりたいと思っております、それはあくまでも一案として。

西郷村さんは、羽鳥のグランディ羽鳥スキー場のところまでは、村の道路も舗装道路として整備してありますので、その未整備区間を整備したいと。ただし、そこを整備して、今後、観光等に活用すれば、今、急カーブで急な坂道があるものですから、村としてはできれば緩やかな、今、言っている道路の整備もやってまいりたいというような思いで、今、話をしている段階でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村としても、何とか早くやりたいというわけで、二本立てもいいんですけども、二本立てにして、果たしてアブ蜂取らずになるようなことが、ならないかと思

ってちょっと心配しているわけなんですけど、やっぱり防衛省もあるし、ただ俺、もう一つ聞いておきたいのは、湯本は辺地債は使えないのか、辺地債でつくって道路つくるということは、かなり無理なことなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

あの一体、辺地計画の対象区域にはなっておりますので、計画に入れれば当然整備も可能ではございます。ただ、現実的な数字を見ますと、辺地で天栄村に大体割り当てられる辺地の枠が、毎年2,000万から3,000万というような金額でございますので、辺地債のみでこの整備を考えると、かなりの年数がかかってしまうというような現状でございますので、選択肢としてはちょっと低いかなというふうに思われます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） いや、要望やって、いつまでもできないんだったら、そっちのほうでやったほうが、現実的に目に見えてできてくるわけですから、かえってどうかなと思うんですが、一つの案としてちょっといろんなそういう、今、防衛省も出てきたから、ちょっと何か村長の話では、そちらのほうも可能性が十分にあるような返答だったから期待して待っています。

それと、やはり最初から、村、県要望でやっていくというようなことでやってきたわけですから、私たち議員協議会、市町村議員の協議会、これでも県要望事項の活動事業の一つとして事業をしているわけなんですよ。ところが、いまだに議会のほうには、そういった協力の要請もないし、ないために市町村協議会における要望活動のテーブルにも乗っからない案件なんです。こんなことではいつまでたっても、この要望活動はうまくいかないんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、村長に伺いたいんですが、協議会のほうに要望する考えはありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

もう少し、この調査を進めていった中で、方向性、まだ本当に、今、答弁に苦しむくらい見出せない状況でございますが、今後もいろいろな方法がございますので、どんな方法であれば進捗させられるのか、そこもしっかりと検討した上で協力要請はしてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この道路は、前村長が企画した、計画した道路でございます。本当に

当初は、私どもも前の村長の話では、すぐにできるような話だったんですよ。すばらしいあそこ、道路、スカイラインみたいな道路がすぐにできますからという説明でしたから、私ら喜んでいたらいつになってもできない、何の話もないというのが現状でございました。

やはり大きな、これ村でも土地を買って、あの土地の活用ってないと思うんですよ。道路の幅で、一カ所でもまとまってある土地だったら、別の用途に活用するということもあるんでしょうが。道路として買って、長い曲がりくねった道路だと思うんですが、そんなに使い道はないと思うんですよ。本当にこのまま置いたんでしたら、また負の遺産が増えるばかりなんですよ。ですから、村長もやはり戦略をいろいろ練っているようですから、今後なるべく早くに道路建設の着工ができるように、ひとつ頑張ってくださいと思います。

これで、1つ目の質問を終わります。続けてやるのかい。

○議長（廣瀬和吉君） いや、いいです。続けて。

○6番（揚妻一男君） それでは、次の質問に移ります。

株式会社天栄村振興公社の経営内容について。

株式会社天栄村振興公社の平成30年度の決算書が、9月定例会時に議員に配付されました。新しい社長を迎え、民間の手法により経営の改善に取り組んでいただき、健全なる運営を期待していましたが、平成29年度に続き、平成30年度も610万円の赤字決算となっています。

このような赤字決算となった原因は何なのか、また、今後どのような運営を考えているのか、筆頭株主及び経営人の一人として村長の考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

株式会社天栄村振興公社においては、平成28年度に一般財団法人から株式会社へと移行し、現在は4年目を迎えたところであります。

昨年度の赤字決算の大きな要因の一つとしては、暖冬による雪不足により12月及び3月のスキーリゾート天栄における営業日の短縮を余儀なくされ、スキー場の売り上げは対前年比で約350万円の減収となりました。また、営業総利益は、昨年より約700万円増加したものの販売費及び一般管理費も約600万円増加したため、最終的な決算は618万5,000円の赤字決算となりました。

2期連続の赤字決算となったことについては、村としても誠に遺憾であり、この結果を真摯に受けとめ、今後においては人件費等、経費の削減及び経営の合理化を盛り込んだ財務改善計画を遂行し、今年度以降、繰り越し損失を減少させ、経営の改善を図ってまいりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 振興公社の赤字の原因はスキー場の赤字と。350万が主で、その他はちょっとわからないんですが、主なやつがスキー場だと。あと、季の里のほうの赤字というようなことに解釈してよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

赤字の原因はということなのですが、今ほど村長からもお話がありましたように、大きな目に見える部分としては、やはりスキー場の決算ベースでの赤字、それからその他のものを挙げれば、人件費で言えば予算ベースで450万円が昨年よりも増えている。それから、その他もろもろの営業管理費というようなことで、これも予算ベースで280万円ほど増えています。その管理費の増の中で増えているものとしては、大きいものとしては広告料の100万円であるとか、修繕費の560万であるとか、リース料の390万。昨年よりは赤字ではあるものの、改善している中もあるんですが、赤字の原因と言われればこのようなものが挙げられるかと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私どもに、部門別の損益明細書が全然来っていないからわかりませんよ。ただ、この事業報告書を見ますと、ここに夢学校の事務委託を受けて、新規雇用2名に対する緊急雇用促進の助成を受けるにとどまり、不足の人件費を委託費で賄うことにとどまりましたということなんです、大きくなった赤字の原因はこれだというようなことを書いてあるんですが、これではないんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ふるさと子ども夢学校の受託が赤字の要因の一つではないかというお質しなんでございますが、ふるさと子ども夢学校事業につきましては、村のほうの緊急雇用であるとか、それから、ほかの独自の事業をやっておられると推察いたしますので、これが赤字の要因ではないと私は思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、天栄村ふるさと子ども夢学校、この事業は全部委託費で賄っておるということですよね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

そうですね、委託料とほかの事業費等々で賄われているというふうには拝察いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、ふるさと子ども夢学校、この事業、村の委託ということで行っているということなんですが、これは定款に違反はしていないんですよね。例えば、定款に当然法人登記するときに、こういう事業をやりますということを書いて提出されているんですが、その事業以外のことはできないことになっているんですが、これも当然入っているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

振興公社の登記簿謄本の履歴事項全部証明書、こちらを見させていただきますと、目的としましては、いろいろ各種イベント事業の企画及び実践事業であったり、特産品の開発に関する研究PRであったりというようなことで、おおむね11項目書いてございます。その中の第15、全各号に掲げるほか、地域の特色を生かした地域振興を図り、もって地域の活性化と住民生活の向上に寄与するために行う一切の事業というようなことが書かれております。こちらのところに該当する、合致する事業ではないかというふうに認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そこで、ちょっと私たち腑に落ちないことがあるんですが、振興公社の社長が、ふるさと子ども夢学校の事務局に、局長に就任していると。これは、振興公社が委託を受けたんでしょう、村から。受けているにもかかわらず、夢学校の事務局の局長に就任するということはどういうことなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

夢学校につきましては、平成29年までは天栄村商工会に委託をされておりました、その課長さんが事務局長を兼任して管理をしておりました。平成30年から天栄村振興公社が事務を受託したことから、その管理者が事務局長に就任しているというような理解でございます。

なお、事務局長については無報酬であるということをお伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 事務局長の仕事って、特別あるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

私も事務局長の事業内容までは、詳細には存じ上げておりませんが、社員が2人おられて、そのお二人の社員の方の管理監督ということを努めておられるのかなと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは、振興公社で業務委託を受けているわけですから、今回のこの決算書には、収益も支出も書かれていないんですが、独自にやっているということに見てよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど議員からお質しありましたとおり、各部門別の損益計算書等が示されていないので、詳細についてはわからないというご指摘があったのですが、私どもに今回いただいた書類につきましては、例えば振興公社本体、それからスキー場、オートキャンプ場、それから季の里ですか、そことあわせて夢学校というような損益計算もございます。それが結果的に合算されているというようなことをご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それじゃ、夢学校の収入と支出だけ教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この夢学校の部門別の損益計算書を見ますと、雑収入として663万9,000円ということございまして、そこに人件費の合計としての営業の部分が663万9,000円というようなことになってございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、私、収入と支出と言ったよね。収益と費用だったんです。すみません、間違いです。これ同じということなんですね。収入と費用が同じということで、出し入れなしというような決算でよろしいんですね。

ということは、これに合わせて、このあれなんですか、夢学校の事業に合わせて村でそのままお金をくれて、そのまま従業員に給料として支払っていると。多少の備品やそういった消耗費なりの費用はあるだろうと思いますが、そういうことでよろしいんですか。ここからは振興公社で収益も得ることもないし、費用として出すこともないという考えでいいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでも振興公社に対する受託している部分としましては、収益、収入一緒でということ、プラスマイナスゼロというようなことだと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大変な仕事を無報酬で振興公社に押しつけるのも、ちょっと気の毒だなどと思う中で、まだきつい質問をしなきゃならない私もちょうと心が痛い思いがしますが、それでは振興公社のほうに戻りまして、振興公社の正社員とパート従業員の人数をちょっと教えてください。これ、何年度と言うのでしたね。すみません、もう一回。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 失礼しました。正社員の従業員の数ですが、30年度と現在、31年度、令和元年度の正社員とパート従業員の数を教えていただきたいと思います。すみません。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、30年度、昨年度3月末現在で、職員については、いわゆる常勤役員を除いた方というふうにカウントさせていただきますと、職員が14名、それからパートについては5名というように、合計で19名というようになってございます。

それから、今12月1日現在ということでございますと、先ほどと同じように常勤役員2名の方を除きましたところ、社員が15名、それからパートは4名というように、合計19名ということになってございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そこでお尋ねしますが、正社員の採用人数というのは取締役会で、これはある程度決めるんじゃないんですか。もう社長に全て一任ということなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

採用の人数につきましては、私の伺ったところでは、取締役会の議案として審議はされておらないということでしたが、採用案件については取締役に相談をして、常勤の取締役が書類選考、面接、合否判定を行った上採用決定して、都度、取締役会のほうにも報告しているというふうに伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 取締役会にも報告をしているということなんですが、村長、どうでしょうか、これ。人数、ちょっと多いような気がするんですが、取締役会ではこれで十分いいんだということなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

2期連続の赤字を出した中での人数というようなことで、私も売り上げが幾ら伸びても、固定費の圧縮をしなければなかなか健全な経営は成り立たないというようなことで、こちらについても指示をしてくれているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、村長が言うとおりになんですよ。儲かっている、儲かっているという話ばかり、事業は伸びていますといっても、人件費に食われてこういった赤字を出していたんではちょっと困るわけでございます。

そこでお尋ねしますが、社員の賞与規定、退職金の支給規定、社員に対する貸付規定表、これがありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、社員の賞与規定なんです、これにつきましては社員就業規則の中に書いてございます。それから、退職金規定についてはございます。それから、社員に対する貸付規定についてはございません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、社員の賞与規定があるということなんです、この賞与規定、これは公務員と同じく年2回なんです、夏と冬の賞与。それから、決算手当なんていうのもあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの賞与規定によれば、賞与は支払日に在籍、勤続1カ月以上の社員に対し、毎月12月から5月の勤務に対する賞与を6月、6月から11月の勤務に対する賞与は12月に支給するとなっておりますので、そちらの2回というふうに見受けられます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ年2回、支給額、これは決まっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

賞与の額については、先ほどの規定の中には載ってございません。ただ、伺ったところでは、昨年までは、夏季の賞与については給与の1.25%、それから冬季に関しては1.5%というような話でございましたが、なお議会の提出資料の中にありますとおり、今年については、金額を1.25から夏は1.13、それから冬については1.3に下げるといようなことは伺っております。

〔「パーセントって言ってる」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） パーセントでございます。すみません。

〔「違うんでね」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 月でございます。すみません、失礼しました。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 賞与の出す規定はあるが、額については決まっていないということでございますので、それはそれとして結構でございますが、それでお尋ねしますが、これほど赤字出してもボーナスはくれるんですか。その辺、村長に伺いますが、取締役会では幾ら賞与を出すよということで承認しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

人件費の圧縮はするように指導はしているところではございますが、正社員として雇って、まだ数年というような状況の中で、今回、財務改善計画書を出してきて、今後、改善をしてまいるといような中で、私たち取締役も今、運営について懸命に努力をされていて、もう少しここは見守っていきたいといような思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やはりきつく言わないと、やっぱり頑張ってやりますといような姿勢をもらわないで、規定にあるからくれるんだといようなくれ方では、一番困りますので、やはりその辺は、まだ出してはいないとは思いますが、やはり社員に厳しいことをきちんと伝えていただきたいなと思っております。

それと、この賞与規定の中で、貸借対照表見ますと、今年も244万の賞与引当金があるんですよ。これ何で引いたんだか、30年度。失礼しました。30年度の決算書、貸借対照表。何でこれ引き当てするんですか。もらうがために、これもう、去年もちょっと話ししたんだけど、これがあるから社員は安心しているといことではないんでしょうね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

賞与につきましては、先ほど申し上げましたとおり、年度をまたいで結局12月から5カ月分を6月に支払うというようなこともありますので、決算上、一度その年度を跨ぐ分については、引当金というふうになっているのではないかというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ、課長、苦しい答弁だけれども、そういうことではないんでしょう、引き当ては。そういうことで、年度を跨ぐために引き当てするということではないと思うんだけど、いや、わからなきゃいいんですが。

ただ、あなたよりも、村長、代表取締役として、あなたが最後の決裁者なんですから、その辺、これどうしてあるんだか確認したことがありますか、引き当てしているか。何か意味があるんだか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 賞与でありますので、当初、そこで予算化していたというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 赤字でないなら引き当てというのは十分結構なんですけど、決算書赤字出して、引当金が規定上、これだけきちんとくれなきゃならないという決まりがない限りは、ちょっと引き当てする、これ恐らく損金算入はできないと思うんですが、ちょっとそんなことはいいんですが、損金算入すべきか、税金かからないように上げたというのなら、まだということもあるんですが、赤字のところ税金払うわけではないのに。ここは必要ないんじゃないのかなというふうに考えますので、よくこの辺、後から検討してみてください。

それから、この貸付金があるんですね、これ。29年度も30年度も長期貸付金。これ、どういうことなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

貸付金については、社員の方の1名の方の生活費として、退職金を見合いとして貸し付けたものであるというふうなことで、社内稟議を経て、直後の取締役会に報告がなされたものということで伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 取締役会でも認めているということなんですけど、村長、これはこういうことをやっていいんですか。これこそ定款違反なんじゃないですか。それなりの理由があって貸し付けたんでしょ。やむを得ず貸し付けたということなんでしょうけれども、

そして何で、長期貸付金が固定資産に繰り入れになっているんですか、これ。こういうわけのわからない貸借対照表のつくり、ちょっと専門家がつくったとは思えないですよ、固定資産の合計に入っているって。いや、固定資産何ぼ計算したって合わないわけだよ、これが入っているんだもの。これはちょっと違法的な扱いじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、貸付金については、いかななものかというようなことがございましたので、そちらのほうは、私どものほうでも厳しく、今後そういうことがないようにというようなことで指導してまいりたいと思います。

それから、貸付金がいわゆる貸借対照表、固定資産の科目に入っていることということなんですが、2年間の約束で返済をするということで、2年超を見込んでいたということから、会計士と相談された上で、長期貸付金としての処理が適正だというようなことで計上したということをお伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは利息を取っているんですか、貸し付けとして。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

そこまでは確認してございません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは、ちょっとおかしいと思うんですよ。利息取っているなんていったら、またちょっと大変なことになりますよ、これ。

そして、会計士が言ったというけれども、貸付金で処理しろなんて、貸付金は貸付金だろうが、もう少しこの固定資産に入れるという自体がちょっと、私、この会計士、何を考えているんだろうと思いますよ、これ。やむを得ずのときは法定福利費あたりで出すということも、なきにしもあらずですけども。雑費あたりで出すというようなことはあり得るけれども、貸付金で堂々とここに載つけるという事態は、ちょっとこれは問題だと私は思います。会計士がこれでいいといって、そのままやって、何の問題がないなら私は構いませんが、私はプロでも何でもないからわかりませんが、ちょっと課長もわからないようですからやめます。よく後から、村長のほうとこの辺確認してやったほうが良いと思いますよ。

それでは、もう2つ、3つ聞きたいんですが、費用科目に顧問料とあるんですよ。29年度

に127万8,000円、30年度に90万5,138円出ているんですが、これは、顧問料というのは何を  
しての顧問料なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

顧問料につきましては、契約しております会計事務所と社会保険労務士事務所、こちらの  
ほうへの支払いの報酬であるというふうに伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 2人に払っている金額というようなことですが、これほど何で去年と  
これ金額が違うようですが、どういうことなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

29年度と30年度の金額の違いでございますが、まず会計事務所さんには、29年度が66万と  
30年度が62万ということで、それほど変わりはないんですが、社会保険労務士さんのほうな  
んですが、こちらのほうが、初年度が見る限り71万2,000円ということで払っているんです。  
ちょっとやはり、この金額がお高いというようなことで途中から契約を変えて、別の社  
会保険労務士事務所を使われたというようなことで、結果的には合算すると、社会保険労務  
士代のほうは、その次の年については約35万ということで、71万からかなり圧縮されたとい  
うふうに伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 何で顧問じゃないんですよ、これ。きちんとお互いにその労務士に払  
った、会計士に払ったという金額で出したほうがかえってわかりやすいんだと思うんですが、  
やっぱりこういった方々に委託しないと事務員ではできないんですか。会計は別として、労  
務士くらいの仕事は社員でできないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

私もちょっと門外漢なもので詳しくはわからないんですが、恐らく社会保険労務士という  
資格が必要なんではないかなというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは、常駐させておかないとならないという理由はないと思います。  
仕事ができれば、できるんじゃないかと思うんですが、あれかな、まあいいか。

だけれども、ちょっと話し合うと半額になるというのもどういふものなのでしょうね、これ。ですから、こういったこともただ言われるがままに支払っていたのではだめだから、やはり言うべきことは言って節約していただきたいなと思います。

それで今、社員の話をしましたが、これあれですか、今も現金出納は1人の社員に任せておくんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

各部門ごとに、恐らくそういった責任者がおるといふようなことで伺っておりますので、公社の中で1人ということはないのかなというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やっぱり現金の出し入れは、1人の人に任せるといふことは、これ内部牽制上も大変問題なんです。ですから、どこもそういったことはしていないのが普通なんです。会社となればなおさらのことです。個人の事業主だって、それを夫婦でやっているからいいと思いますが、普通は会社にあつて1人に任せるといふことはちょっとあり得ないんですよ。

それで、もう一つ伺っておりますが、現金の支払い、現金に限らないですよ、支払い、現金もそうですが、今ほとんど貯金からの振替なり金融機関通しての振替等の支払いが多いかと思うんですが、そのときまた現金の払い戻しを受けるとき、会社の公印ありますね、振興公社の。その公印は誰が預かっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

公印の管理につきましては、社長が行っているといふようなことで伺っており、経理の担当者とはまた別の者だといふふうに伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ社長がいないとき、誰が預かっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

特に、そこは確認したわけではないのですが、一応、公社のほうでは、現金取り扱いに係る内規というふうなものをつくっております、最終的にはこちらにも要綱化するといふようなことでございました。

恐らくですが、社長がいない場合については、次の取締役の方が常勤しておりますので、その方が預かられているのではないかなというふうに推察されます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かに、取締役2人いますから片方の取締役に預けるということで、これ絶対、村長、お願いしたいと思うんですよ。これだけは、会社の公印を本当に出納責任者に預けることだけは絶対やめてください。これは本当に間違いのもとですから、これだけは口酸っぱく言いますから、万が一があったら、役場に話ししないで公社でけりつけてください。

それでは……

○議長（廣瀬和吉君） 揚妻議員、ここで暫時休議します。

（午後 3時16分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時30分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それでは、償却備品についてちょっとお伺いします。

償却備品の中に、購入品額及び残存価格が32万のもの全て今回償却されております。帳簿上、もう物がなくなっただようになっておりますが、存在しないということでもありますから、こういった償却備品は誰が管理をしているのか、もうどうでもいいと、償却したものはどうでもいいという考えなのか、そこをお伺いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

少額の備品の償却についてでございますが、買った当該年度に少額資産台帳を作成しまして、それをもとに管理していると、当該年度については伺っております。

今後においては、備品台帳等をつくりまして、そちらで管理し、毎年、年度末に棚卸しを行って現物確認を行うとのことでした。現時点で紛失廃棄等の事象は発生していないとのことですが、今後老朽化や破損等により廃棄する可能性もありますので、都度、廃棄の稟議を發議し、承認をとるように指導してまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そこまできちんとしていただければ問題ございません。とにかく、物が償却してないという状況にありますから、その管理はきちんとしないと、ちょっと問題が

起きるようなことがありますので、そういった管理、今言ったとおりの管理をしていただければ問題ございません。

もう一つなんですが、資本金というのは経営の安定のためにあるものであって、会社のこれは本当の命ですよ、資本金が一番大事だということが、それが簡単にこの2年間取り崩されて、2,000万も取り崩しされてしまったということは、今後どうなるんだろうというふうな心配がされます。取締役会では、もう赤字だからしょうがない、取り崩せというようなことで、これはもう取り崩しをさせてしまったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

資本金の取り崩しにつきましては、議員おっしゃるとおり、資本金は会社の経営安定のためにあるものだと思っております。しかしながら、お質しのとおり、累積損失が約2,000万となっている現状から、取締役会においてもやむを得ず運転資金に回すのも了承しているのだなというような状況でございます。

現在、公社ではお配りした財務改善計画を策定し、先だつての取締役会においても決議をいただいて、その計画を実行中でございます。その効果があらわれるまでには時間的猶予をいただき、次回決算報告時までには、その効果を報告できますよう、今後とも指導に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やはり、当初は先行設備投資だというようなことで、やむを得ないとは思っていましたが、金額がそんなに多いわけではありませんので、これがなくなっちゃったら大変なことになりますので、債務超過になったらどうするんだろうというような心配がございます。やはり責任を持って運営するには、借入金を起こして資本金に手をつけずに、借入金を起こしたりするのが普通の経営のやり方なんです、馬鹿真面目に資本金をして減資するといったようなことをやっておりますから、ちょっと社長としてどんなことを考えているのかなということはあると思います。やっぱり資本金は大事にしなきゃならないということを頭に置いて、特にやっていただきたいなと思います。特に、あの社長は自分で出資していないわけですから、本来ならば社長となる人は、少しぐらい自分で株を持ってもいいんじゃないかと思いますが、そうもいかなかったかと思いますが、やむを得ないと思います。

ただし、今、皆さんのお手元にも配られたと思うんですが、財務改善計画書、私どももあります。これ、今ちょっと目を通しましたけれども、後から損益計算書の明細書も全部細かいのもあるんだというんだったら、今度からそれもきちんと議員のほうにもお渡してください。

それと同時に、ここのやり方を見ると、村からもらった補助金というか委託金、管理料、

これを売りに上げに入れるというのは、こんなばかな話はないんですよ、これ。この新しい財務改善計画も見ましても、これ当然、ここにある委託料も入っているんでしょう。こういったやり方じゃなくて、やはり売りに上げで幾らと、そして管理料で幾らというように分けて明細書をつけてやるべきですよ。もう私、これ簡単につくってきたような感じだけでも、こんなにボーナスも減らしますよ、何もしますよと言ったって、この人の書き方はなかなか頭が良過ぎますよね、これ。幾らくれているんだか言わないで、減らすところだけ書いているんですよ。これ見たって、2.5月くれているんだか、3カ月くれているんだかわからない。そこから、これだけ減らすと言うんだから、その辺はわからない、本当は。

ボーナスなんていうのは、本当に赤字ならくれないというくらいの考えで、とにかく指定管理者制度というのは、社員にもこれきちんと説明していないんじゃないんですか。赤字になったら自分の会社で持たなきゃならないんだぞと。儲かったらもらえるんだと。そのことをきちんとやはり社員教育もしていただかないと、役場の委託を受けているんだから大丈夫だというような考えではないとは思いますが、そういったふうに見受けられます。特に、社員がこれほどいるわけですから、社員教育を徹底してやって、やはり自分の給料は自分で稼ぐ、出すくらいの考えでやってもらわないと困ります。そんなことで、ひとつお願いしたいと思います。

最後になりますが、やはり振興公社も初年度に大分つまずいて赤字を出したということで、何とか早く儲けようというような気持ち、収益を上げようという気持ちでいろいろ手を出しているようですが、やはり今まで村から依頼された事業はきちんと地に足をつけて運営をしていただきたいと思います。特に今、この前、二、三日前は、あそこを通ったら工事始まったんですが、あれは土砂入れるだけの工事なんですか。何か重機が田んぼに何台か入っていましたので、工事が始まっていた。これから一生懸命道の駅を拡張して、大規模な道の駅にしていくというような中であって、資本金を崩していったら、新しい道の駅が来る前に債務超過で破産なんていうことのないように、ひとつ取締役の皆さんと、あと社員の皆さんに頑張ってくださいと思います。ちょうどです。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君の一般質問は以上で終了します。

---

### ◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時40分)

1 2 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和元年12月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和元年12月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 天栄村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 天栄村表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北  嶋	正  君	2番	円  谷	要  君
3番	大須賀	溪  仁  君	4番	服  部	晃  君
5番	小  山	克  彦  君	6番	揚  妻	一  男  君
7番	渡  部	勉  君	8番	熊  田	喜  八  君
9番	後  藤	修  君	10番	廣  瀬	和  吉  君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	教育長	久保直紀君
参事兼 総務課長	揚妻浩之君	企画政策 課長	北畠さつき君
税務課長	塚目弘昭君	住民福祉 課長	熊田典子君
産業課長	黒澤伸一君	建設課長	内山晴路君
参事兼 会管理 者	清浄精司君	湯支所 本長	星裕治君
学校教育 課長	櫻井幸治君	生涯学習 課長	関根文則君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事 会 事務局 長	小山富美夫	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

---

### ◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
- 

### ◎一般質問

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
- 

#### ◇ 後 藤 修 君

- 議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。  
9番、後藤修君。

[9番 後藤 修君質問席登壇]

- 9番（後藤 修君） 会議規則第61条に基づきまして、一般質問を通告しておりますので、2つの事項について質問を行います。

1つ目、天栄米のブランド力向上について。

今年の稲作は、出穂時からその後の良好な天候に恵まれ、平年作以上の収量となり、農家にとっても喜ばしい年となったようです。

村においては、12年連続で米の食味コンクールが実施されていますが、今回金賞に選ばれた米の多くが「ゆうだい21」という品種でした。しかし、地域の方々から何をもって天栄米というのかわからないという声が多々寄せられており、今までの天栄米のイメージと少し異なる気がいたします。

そこで、天栄米の方向性はどのよう目指すのか、その考えを伺いたいと思います。

- 議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

お答えいたします。

天栄米食味コンクールについては、天栄村で生産される米の安全性及び食味の向上を図るため、平成20年に始まり、今年で第12回目を数えます。

今大会においても、村内生産者より84点の応募があり、食味計及び味度計の機械審査と審査員による官能審査により、総合部門5点、品種部門1点を金賞として表彰したところであります。

今回のコンクールの出品については、コシヒカリが全体の75%、ゆうだい21は19%の出品でありましたが、傾向としては、ゆうだい21の品質が優れており、食味、味度値ともにコシヒカリを凌駕しておりました。

そもそも、ゆうだい21については、平成26年度に天栄米栽培研究会にて試験的に生産したところ、その年の「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」において最高賞である金賞を受賞したことから、その良食味に着目し、村においても農林水産省に福島県の産地品種銘柄申請を行い、平成30年3月に認定されたものです。

その後は広報等にて村内生産者から種もみの注文を受け、今年度においては約9ヘクタールの作付を行っており、消費者からも好評を得ているところであります。

従来、天栄米として推奨しておりましたコシヒカリの特裁米についても、引き続き推進してまいるのは勿論のこと、新たなブランド品種ゆうだい21においても、天栄米のより一層のブランドイメージの向上を図るべく推奨してまいる所存でありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回、食味コンクールの国際大会において内山さんが金賞をいただき、それから、地域環境ブランディング賞などを受賞したということで、天栄村の米がまた一層ブランド力の向上には役立ったのではないかと思います。

しかしながら、ゆうだい21が賞に入って話題性になればなるほど、何をもって天栄米というような基本的な種類はどのようにして推奨していくのか、そこら辺がなかなかわかりにくいという声がやはり一般の方からも聞かれます。私もそう思いました。

そこで、村としてはどのようにこれから位置づけを目指すのか、その考えをお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） おはようございます。

お答えいたします。

先ほど、村長の答弁でもありましたように、あくまでも天栄米の食味コンクール、こちらについては、天栄米の良食味と品質の向上を目指すというようなことで始まっております。

今年の食味コンクールにおいても84点の出品があったわけなんです、そのうちの点数としてはコシヒカリが大半を占めて63点、ゆうだいについては16点、そのほかひとめぼれ3点、天のつぶ1点、亀の尾が1点というようなことで、皆さんつくっているお米についても多種多様化していると。このコンクールについては、天栄村で生産された天栄村の農家さんであればどなたでも出せるというのが条件でございますので、まずそちらのほうをお知らせしておきます。

それと、やはりではゆうだいという位置づけはどうかということなんです、やはり今、確かにコシヒカリという米はいまだに日本の国内においてはすばらしい米で、多分生産量についても一番の米だと思んですが、やはり新ブランドとして、例えば山形県のつや姫であったり新潟の新之助であったり青森の晴天の霹靂であったりというようなことで、やはりそういった米が注目されつつあるのも、やはり消費者の方がいろんなブランドのものを求めているのかなというふうに我々は感じております。

そんな中で、先ほど村長の話にもありましたとおり、ゆうだいをつくってみたところ非常に良食味でしかもご存じのとおり今回の第20回の全国食味コンクールにおいても、内山正勝さんについては、ゆうだい21で金賞を受賞されたというようなことで、そのようなおいしい米があるのであれば、村のほうでも推進をして、これも新たなブランドとして考えてまいりたいということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 課長の答弁でも、添田村長の挨拶でも、このゆうだい21という米は、やはりいい米だと思います。それから、栽培者もそれがかなり有望だということで、これを推奨しているのではないかと思います、先ほど私も言ったとおり、ゆうだい21が名前が売れば売れるほどこの天栄米というのがわかりにくくなってくるというような気がいたします。

以前、この米についての天栄米のいわゆる定義については、どういうことをもって天栄米ということかということは、以前質問をしたときに当時の担当課長は、特裁米であって品種はコシヒカリということをはっきりここで答弁をいたしました。それで、やはり今もその考えは変わらないんですか。そして、天栄米というその定義について詳しくご説明ください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

私も過去の議事録等を拝見させていただきますと、今、議員がおっしゃったとおり特裁米のコシヒカリというようなことをおっしゃっているかと思えます。

定義はと言われると完全な定義というのはなかなか難しいんですが、我々の中で天栄米と

いうふうに捉えていますのは、特裁米であり、しかもある程度の良食味をとっているコシヒカリ、それから、同じように天栄村でつくっている特裁米という基準は残念ながら今、ゆうだいにはないんですが、特裁程度の仕様でつくっていただいている良食味のゆうだい21、こちらのほうも天栄米というふうに私は思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、今の答弁ですと品種は何でもいいというふうに聞こえたんですが、品種は統一するというようなことでなくても、天栄米というふうな定義にのっとって推進していく、品種は例えば今回のゆうだい21でなくてもほか県でかなり有名になっております品種が北海道でも青森でもいっぱいあります。そういう品種であっても例えば天栄村の栽培者の方がつくって、これはうまい米だからこれも天栄米として推奨していきますと言ったら天栄米ということであるとというふうに捉えてもよろしいんですか。

品種を統一するという必要はないのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ただいまの私の答弁について、若干誤解を与える部分があったのかもしれないのですが、あくまでも天栄米として、村として推奨していきたいのは、コシヒカリとゆうだい21というようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 食味コンクールそのものだけを重要視して私聞いているわけではございません。

天栄米、いわゆる天栄米ということについてのブランド力をいかにしてこれからももっと向上させていくかということについて、今、伺っているわけでございまして、ゆうだい21の評価は確かにいいと思います。しかし、実際そのゆうだい21つくっている方で、毎日の主食として米を食べる場合に、ゆうだい21とそれからコシヒカリをどちらを食べているかということは聞いてみたことはあるんですか。私は、何人かに聞いてみたんですが、やはりゆうだい21を食べている方もありますけれども、やはりコシヒカリのほうが多かったです。コシヒカリを主食として毎日食べているというような声が聞かれました。

村のほうではその点は聞いたことはございますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

自家用米としてコシヒカリを食べているのか、同じくゆうだいをつくっている人がゆうだ

いを食べているのかというような話については、正直なところ聞いたことはありません。

ただ、やはりつくっている量が、もうゆうだいの9ヘクタールよりは特裁のコシヒカリの  
というものは136ヘクタールというようなことで、ゆうだいの9ヘクタールより圧倒的に多  
いものですから、そういうことからいってもコシヒカリを食べている方のほうが多いのかな  
というふうに推察いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、やはり主流はコシヒカリじゃないかと思うんです  
よね。それで、今回の食味コンクールで金賞に入った、天栄村での食味コンクールですよ、  
天栄村での食味コンクールでゆうだい21が金賞6点のうち5点がゆうだい21だということ  
であれば、食べるのもやはりコシヒカリのほうがいい、それから栽培面積、それから食味コン  
クールの出点数もコシヒカリのほうが主流です。といたしますと、ゆうだい21は、いって  
は悪いんだけど、単なる賞取りゲームというような感じがなくてもいいです。

といいますのは、食味コンクールで金賞を受けたいがためにゆうだい21をつくる、しかし、  
食べるのはコシヒカリのほうがいいというような感じがしないでもないですが、その点につ  
いてはゆうだい21とコシヒカリと特に比較するわけではないですが、このような感じもしな  
いではないですが、その点はどのように考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでも、コシヒカリを縮小するとかやらないというわけではなくて、コシヒカリにつ  
いても相変わらず推奨していく上で、また、先ほど村長の答弁でもありましたように、今度  
福島県の産地品種銘柄申請も通りまして、販売もできるというようなことで、ゆうだい21に  
ついても進めていきたいというようなことと、それから、食味の部分についても、ゆうだい  
については従来のコシヒカリよりも粒も大きく粘りもありまして、また、冷めてもおいしい  
という、コシヒカリと違った特性もございますので、その中でやはり食べる方の好みも大分  
分かれるところではございますが、おいしいということで好評を得ているという部分もござ  
いますので、そういったこともあわせて推奨していきたいというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 村には、天栄村ブランド化推進協議会という組織がございます。そこ  
に当初予算で150万の予算が計上されておりますが、その3大ブランドといわれますブラン  
ド品目に対してどのような金額の内訳で150万が計上されていますでしょうか。

説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ブランド化推進協議会の村からの150万の補助金については、その100万以上が、正確な数はわからないんですが、100万以上はこの食味コンクールの開催費用に充てております。

そのほかについては、今、おっしゃられたような三大ブランドの販売促進であったりPRであったり、そういったものに使わせていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） その補助金が、150万の大半が食味コンクールの経費に充てられるということでございますから、食味コンクールのための予算とはいわないでブランド化推進協議会の使用金ということで確か計上しておると思いますが、食味コンクールだけの補助金になっていますね、この話ですと。

あと、ほかのヤーコンとか長ネギに対する補助金というのは、この計上金の中にはどうして入らないんですか。やはり同じようにブランド力を上げるためには、米だけでなく三大ブランドといわれる品目に対しても、初年度は補助出したのかもしれませんが、その後、これほぼ食味コンクールだけの補助金になっているように見受けられますので、その点はどのようにして対応する考えなんですか。あと補助する考えはないんですか、米だけで。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

そもそもの話なんですが、ちょっといつからというのは定かではないのですが、もともとは、ブランド化推進協議会は天栄米ブランド化推進協議会という名前で村から補助が出ていたというふうに記憶しております。

それを天栄米だけじゃなくて、そのほかのブランド品についても推奨していきましようというようなことで、天栄村ブランド化推進協議会という名前に変えて、ほかの部分もPRしていきましようというような話がありました。

今ほど議員からお話がありました、ではほかの作物には補助しないのかというようなこともありましたが、実際の話といえば、昨年、一昨年まで実証実験をされていたトマト、こちらについては、ミニトマトについては生産組合が出来上がったというようなこともありまして、その部分については補助出していこうというようなことでブランド化推進協議会の中でも話をしていますので、別に米だけに特化しているわけではなくて、新たなブランド品であるとかそういった部分についても出していきたいというような考えであります、やはりどうしても生産者が米のほうが圧倒的に多いものですから、米のほうに比重を置いているというようなことが現状かと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この補助金の対象が、やはり米にばかり比重を置くというような考えでやっているのであれば、やはりこの食味コンクールを基準として稲作農家の末端の人たちにまで底上げしなければ、ただ食味コンクールで賞をもらった人だけが話題になるための食味コンクールであってはならないと思います。

やはり、米作農家の方たちの末端の人たちの底上げもして、高い値段で売れるような方策を考えるべきじゃないかと思いますが、その点は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

やはり私もこの事業の目的というのは、天栄村農家の、米農家の全体の底上げが目的だと思っております。

そういうことで、村では、食味計など導入させていただきまして、研究会に出す出さないはともかくとして、食味計も使えますのでという周知もさせていただいて、自分でつくった米が一体数値化するとどのぐらいのおいしさがあるのかということを感じていただいて、そういったことで自分の米の実力というか、おいしさを向上させていただくような形で底上げができればということをございまして、また、そのコンクールに出していただきますというのは、やはり自分の米が今村の中でどのぐらいの位置にあるのかと、自己研鑽といった意味と、あと自分の一年間つくった米の成果を数値化するというようなことで非常に重要なことなのではないかなというふうに思っております。

若干話がそれたかもしれないんですが、基本的には、村の米農家の隅々に至るまでの底上げを最終的には図っていききたいなというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この米作農家の方の末端の人たちにまでやはり効果があるようにということは、以前からやはりいわれていました。

それで、この食味コンクールを始めて、今年で12回目になるんですね。10年ひと昔とよくいわれますけれども、10年間やってもただ賞を取るがためのコンクールのみになっているんじゃないかというような気がいたしますので、今、私が言われました末端の米作農家に対して、その効果があるようなやはり方策は、10年もやったんですから、今までずっとやっても同じような経過ばかり過ぎてきたんじゃないかと思いますが、もう少しやはり方策を考えてほしいなと思います。

それで、この食味コンクール、今年84点出品されておりましたが、10年間にさかのぼって、10年全部とはいいいませんが、この出品数は上下どのぐらい変動ありますか。ほぼ同等くらい

で10年間ずっと推移、80点から90点くらいできたのではないかといいますと、出品者もほぼ固定した人だけ出しているというような傾向かと思われませんが、その点はどうなのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

申し訳ありませんが、過去の出品数までちょっと詳しくは、今日は把握してはいないんですが、今年の出品数については84点、その前去年については83点、私担当していたときなんかもあったんですが、多いときではやはり100点以上という、103点が最高だったかと思うんですが、出たこともございます。少ないときはやっぱり74点とかそんなときもございました。

ただ、やはり今、おっしゃられるように、段々と出す方が同じくなっているんじゃないかというようなお話についても、やっぱり否めないところがあります。おっしゃられたとおり10年以上もやっているわけですから、いろんな啓発方法であるとかやり方であるとかそういったものを事務局として再度研究というか、考えながら今後についてはやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） どうしても天栄米についての話になりますと、食味コンクールのほうに行くことが多くなってしまいますけれども、この食味コンクールをやはりこれだけ続けてきて、10年以上もやってきて、いまだに米作農家に対して末端の人たちにまで何らその恩恵がないというようなことでは、せっかく予算までとって村中でやっている割にはもう少し考えていただきたいと思っております。

それで、最後なんですけど、この質問についてはもう一回天栄米、やはりきちっとした答えが欲しいんですよね。これから、天栄米はまだ、天栄村だけでないほか町村の方にも聞かれます、天栄米はうまい、天栄米は大したものですよ。

ただ、いわれますけれども、天栄米は何をもって天栄米だと聞かれたときに、ゆうだいでもないコシヒカリでもない天栄村でつくっているやつでうまくていい米は天栄米だなんて言っていたんでは、もう示しがつきませんので、きちっとした形をここで最後にお答え願いたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今の時点というような話になってしまいますが、今の時点でいえば、特裁米のコシヒカリの、天栄村でつくりました特裁米の良食味コシヒカリ、それから、天栄村でつくられました

良食味のゆうだい21、これをもって天栄米というようなことだと思います。

ただ、やはり時代等々が移り変わりがありまして、いろいろ福島県でも天のつぶであったり今後新しい品種もつくっていくというようなことも発表がございました。うちの村としまして、そういったものも実験的に進めていきながら、それが良食味米で、また、作りやすいというようなことであれば、こういったものも推奨してゆくゆくは変わっていく可能性もあるということで、ご理解賜ればと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このゆうだい21は、もともとは福島県で栽培されていた品種ではないと思います。栃木県が主産地の品種であるというような話は聞きますけれども、今度、今、課長も言いましたとおり来年は県のほうで新しい品種を発表するというような話になっています。それで、県でも現在の天のつぶを奨励品種として今、栽培しています。そして、それだけではなかなか普及しないというような傾向だと思いますが、新しい品種を発表するというような話になっているのに、我が天栄村では、栃木県の品種を一生懸命推奨して、それを天栄米として認定するというようなことは、ちょっと違和感がないでもないですが、やはりせっかく県でも一生懸命になって県独自の品種を米作農家につくって福島県の米はこれであるといい米であるというような目的のもとに一生懸命やっているとしますので、そっちのほうも一生懸命村としても県にのっかってやっていくべきではないかと思えます。

その点は考えてほしいなと思います。天栄米については、今以上にやはりいろいろな品種をこれから取り入れるんだか、2つだけでやっていくんだかそこら辺の考えはわかりませんが、やはり天栄米は今以上に向上させて、そして、農家の方の収入増につなげていくようにぜひやっていただきたいなと思います。

以上を申し上げまして、この1つ目の質問は終わらせていただきます。

次に入りたいと思います。

2つ目、今後の防災・減災のあり方について。

去る10月の台風19号やたび重なる豪雨等により、全国各地に甚大な被害が出ており、災害に関する備えは急を要するものと思われまます。

我が村でも2011年3月11日の東日本大震災に続く台風大雨の被害で、今回百数十カ所が被災され、災害はいつでもどこでも起こりうるに肝に銘じる必要があります。

そこで、村民の安心・安全な生活を守るため、今後の防災・減災のあり方を村はどのように考えているのか、その考えを伺いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

近年の記録的な豪雨災害等は頻発化、激甚化、広域化し、全国どこでも被災地になり得る状況にあります。

村では、地域住民の安全確保に努めているところではありますが、行政だけの取り組みでは不十分であり、住民一人一人が日ごろから防災について考え、自分や家族の身の安全を守る取り組みや、住民の皆さんで互いに助け合う取り組み、いわゆる自助、共助の取り組みも大変重要であります。

国においても、避難勧告等に関するガイドラインを行政主体から住民が、みずからの命はみずからが守る意識を持って、みずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組みに変更するとともに、本年から災害発生の恐れに応じて取るべき行動を直感的に理解しやすい5段階の警戒レベルに区分して発表されたところでありす。

村といたしましても、災害が起きた際に取りるべき行動を意識づけていただくため、危険箇所や避難所を記載した防災マップや、5段階の警戒レベルに基づく行動に示したチラシを全戸に配布し周知を図っているところであります。

10月の台風19号の際にも、接近の前日から防災無線等により早めの非難を呼びかけ、人的被害の発生防止に努めたところあります。

今後も、早めの情報発信と周知に努めるとともに、防災訓練の実施などにより防災に対する意識向上を図ってまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 災害といってもいろいろあるんです。一言で災害といっても数えきれないほどいろいろあると思います。その状況によりまして被害の内容というのは、いろいろあると思いますが、何よりも大事なのはやはり人の命だと思います。そういうようなことでありまして、いかにその人的被害がないように行政としても最善の策を講ずる必要があると思います。

そこで、ちょっと聞きたいんですが、北部丸山地区、丸山地区は急傾斜地崩壊危険地域並びに土石流危険渓流区域という指定を受けております。それで、村内にはそのような指定を受けている行政地域はほかにありますでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

同様に、いわゆる土砂災害の警戒区域に指定をされているという箇所につきましては、村内で85カ所ございます。85地区でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 地区名はどこでしょうかというのを聞いたかったんですが、85地区もあっては聞くわけにもまいりませんけれども、その地区民が今回の台風19号の避難者約200名ぐらいだったといわれていますが、その中には全員とはいいませんがその地区の方が重点的に非難をされたということなんでしょうか、それ以外の方のほうが多かったんでしょうか。その避難者の内訳、その点をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その前に、先ほどの地区と箇所とでちょっと訂正をさせていただきます。

地区につきましては、14地区、行政区ごと、行政区が1地区としてカウントしますので、14地区、いわゆる14の行政区に85カ所の指定がされているというようなことで訂正をさせていただきます。

それから、避難者につきましては、約200人の方が非難されておりますが、そのうち土砂災害警戒区域の対象となっている地区から避難された方は92名でございます。割合としますと大体8%程度というような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） その指定地域が、今の説明ですと14カ所と言いましたから、14カ所は聞かなくてもいいですが、例えば、牧本に何地区、広戸地区は何地区、大里何地区、湯本何地区、それだけでもいいですからお答え願います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

旧村単位での地区数でございますが、まず、牧本でございますが5つの行政区で箇所数が32カ所、それから、大里が3つの行政区で箇所数が25です。広戸が3行政区で7カ所、湯本が3行政区で21カ所、合計85カ所でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この指定箇所になっている方で今回の避難者92名が入っておるわけですが、その地区民にはどのような非難の周知をしたんですか。いろいろな避難の指示において、区長さんを通じてやったとか、あるいは村側で行ってやったとか、あとは無線で流したとかいろいろあると思いますが、どのような方法で周知したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

住民に対する周知方法でございますが、これは全村同じでございますが、防災行政無線による周知、それから、村ホームページでの周知、そして、危険が迫ってきた段階になりますとエリアメールということで、携帯電話に情報が入る、そういったメールによる配信をしております。行政区長さんにつきましては、それぞれ各行政区のほうで自主的に避難所なども開設された地区もございますし、そういったことで特に村から区長さんに対していつごろに避難所を開設してくださいというようなお願いとかはしておりませんが、事前に注意喚起を呼びかけていたということもございまして、区長さんのほうでは自主的な行動をとられていた行政区もございました。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の説明の中でもありましたとおり、周知方法で、防災無線を流すということがございます。それで、今回の19号のときにもどのように村側で周知するのか気をつけていたんですが、防災無線は確かに流しました。

しかし、雨が強くなればなるほど戸を閉め切って外部の無線はほとんど聞こえません。窓を閉めておるし、雨の音が強いし、全然わからないんです。雨があれだけ強く降って、窓に打ちつけるような雨になりますと窓はもう開けるわけにはいきませんので、それで防災無線のあり方、もう少し全戸数に設置しているようすけれども、それをもう少しあり方について研究、検討するべきじゃないかと思いますが、その考えはどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その防災行政無線が外からの音声が雨等によって聞きづらいということでございます。まさにそのとおりだと思います。

その無線の個別受信機につきましては、基本各戸1個としていたところを今度、例えば、同じ建物でも隠居と勝手があるというような世帯につきましてもそれぞれにつけるですとか、受信機の増設ということもやっておりますので、情報の伝達に漏れのないようにというような体制で進めてはおります。

そもそも今回の台風につきましては、非常に日本列島が入ってしまうような大きな台風が来るというようなことが事前にわかっておりますので、ですから村としましても雨がひどくなる前に早めに非難してくださいということで早めの呼びかけをいたしました。

ですので、本当に雨がひどくなってからですと音声も聞こえない、それから、逃げるにしても逃げる避難行動がとりづらいというような状況になりますので、今後につきましてもその周知の漏れのないように努めながら早めの避難をお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 丸山地区が指定を受けておるわけですが、今回の台風19号の際には、避難しなかったらしいんですよ。

そういう場合に、この指定を受けていても避難をしない、この避難をするかしないかというのは、村側としては周知しておいても避難しなかったというのは、周知が徹底していなかったのかどうかわかりませんが、もしも、指定まで受けておいて避難の周知までしておいても逃げなかった。それでももしも土砂崩れが起こって被害が起きたという場合には、どういうことになるんですか。それは逃げなかったのが自己責任であるということになるんですか。

やはり、被害が大きくなればなるほど行政側、あるいは村長の責任が云々というようにいわれかねないので、そういうことがないようにやはり徹底していくべきじゃないかと思いますが、今回丸山地区が避難しなかったということは把握しているんですか。しているとすれば、どういう理由で避難しなかったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

丸山地区の方が避難をされなかったということですが、村といたしましては、丸山地区に限らずその土砂災害警戒区域に含まれている、今回ですと276世帯1,110名の方に対しては、早めの避難、それから警戒レベルが段々上がってきますので、最後は避難指示まで出しております。ですので、村としては、現地に出向いて1戸1戸声をかけて避難所まで連れていくということも物理的に不可能でございますので、少なくとも地区の皆さんにもご理解をいただいた上で早めの避難をしていただくようにこれからも周知、それから、防災訓練なども行いながら徹底を図っていきたいというふうな考えでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） やはり指定を受けてある地域は、やはり危険なところであるというような認識のもとにやはり指定を受けていると思いますので、そういうところは重点的に災害が早めに起こり得るとわかった時点できちっとした周知をする必要があるかと思いますので、その点は重々と今後とも考えていってほしいと思います。

それで、今回の台風の際に、床上床下浸水合計3戸あったというようなことでしたが、それらの床上並びに床下でもいいですが、その浸水可能性がある、ちょっとこの地区は低くて大雨が降った場合にはそういう可能性があるんじゃないかというような地区は村内にはその3戸以外にはあるんでしょうか。ありますれば、どのぐらい、何戸くらいというわけにはいかないでしょうが、そういう地区があるということがあれば、ここで説明を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その浸水の可能性のある地区並びに世帯数でございますが、その住宅裏の山からの水ですとか、それから、道路からの冠水ですとか、そういったところまでは村としては正確な数は残念ながら把握はしておりませんが、防災マップにも載っておりますとおり、仮に釈迦堂川が氾濫をした際のエリアというものを防災マップに載せて注意喚起をしているところでございますが、その世帯数で申し上げれば約90世帯の300名の方々がそういった洪水の被害の対象になる可能性のあるということで、現在把握をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 地震であればいつ起こるかわかりませんからなかなか予見するのは難しいと思いますが、今回の台風のように、二、三日前から大型台風である、大雨が降りますよというようなことを気象庁でも発表しておりましたので、そういう際には事前の周知をして準備をしてやはり村民の安全な場所への避難をさせるというようなやはり手順が大事だと思いますので、今後ともその点はやってほしいなと思います。

昔は、災害は忘れたころにやってくるなんていうこともいわれましたけれども、現在は、忘れないどころではなく覚えているうちに次の災害がやってくるんですね。それがどの地域でもどの場所でも起こり得る、北から南までどこでも災害が起こるといような時代になってきましたので、今後は、明日は自分の我が身だというような思いを持って、村民こそってこの災害には対処していかなくちゃならないと思いますので、最後に、村長、この災害についての思いをお聞かせ願えればと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えします。

災害から村民の生命、財産を守るというのが使命でございますので、ここはやっぱりしっかりとやっていかなくちゃならないというようなことで、私も肝に銘じて、ここ温暖化の影響で台風も大型化、そしてまた、これまでもなかった豪雨、線状降水帯というのはなかなか読み切れないところで、西日本豪雨であるとか、広島でも土砂災害で多くの尊い命が亡くなっております。

天栄村もこれだけやっぱり山間地域でございますので、そこを把握しながら、今後は住民の皆さんに周知徹底をするものと、そしてまた、今回も台風19号の中でエリアメールを流しましたが、そこについてはなかなか文字数が限られているものですから、その地域名、地区名がなかなかそこまで打ち込むことができないというようなことで、そこについてももう少

しこの通信の持った会社と今いろいろと連携をしながらもう少し住民の皆さんに周知徹底できるような方法、あらゆる手段をとってやる考えでありますし、村民の皆様が安全安心に暮らしていけるようにハード面、ソフト面しっかりと努めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 災害は、想定外、想定しているとおりに来るわけではございませんので、その想定外が非常に怖いわけでございますので、今後ともこの災害については、あり方等について、十分やはり行政としても検討していただいて、その備えは今後ともやっていただくようにぜひお願いいたします、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

ここで暫時休議いたします。11時10分まで休議します。

(午前11時00分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第1号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第1号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

(趣旨)

第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条、前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

第2項、給与は、他の条例の規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときには、口座振替の方法により支払うことができる。

第3項、公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第3条、第2号会計年度任用職員の給料については、別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

（第2号会計年度任用職員の職務の級）

第4条、第2号会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

第2項、第2号会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

（第2号会計年度任用職員の号給）

第5条、新たに給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員となった者の号給は、村長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（第2号会計年度任用職員の給料の支給）

第6条、職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号。以下「給与条例」という。）第6条及び第7条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第7条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日」と読替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の通勤手当）

第7条、給与条例第11条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。

（第2号会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第8条、給与条例第13条第1項、第3項及び第5項の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員。

当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の

勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた第2号会計年度任用職員。

第13条第3項、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間。

当該第2号会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間。

第13条第5項、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日。

当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日。

(第2号会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条、給与条例第14条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)」と読替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、村長が規則で定める。

(第2号会計年度任用職員の給料の端数処理)

第10条、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2項、第8条の規定により準用する給与条例第13条及び前条の規定により準用する給与条例第14条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第11条、給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員について準用する。

第2項、任期の定めが6月に満たない第2号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

第3項、6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第2号会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

(第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第12条、第8条の規定により準用する給与条例第13条及び第9条の規定により準用する給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当

該第2号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから村長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第2項、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を第2号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(第2号会計年度任用職員の給料の減額)

第13条、第2号会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下、「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき前条2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第14条、月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年天栄村条例第25号、以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

第2項、日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3項、時間で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

第4項、前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する第1号会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第15条、当該第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員に対して、

その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

第2項、前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で村長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

第1号、正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務。

第2号、前号に掲げる勤務以外の勤務。

第3項、前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で村長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、第1号会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

第4項、次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

第1号、第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）。

第2号、前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50。

（第1号会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第16条、祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務す

ることを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

第2項、前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で村長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第3項、第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた第1号会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する休日勤務に係る報酬を支給しない。

(第1号会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第17条、第21条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第15条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第18条、給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として村長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第2号会計年度任用職員との均衡を考慮して村長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

第2項、任期の定めが6月に満たない第1号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該第1号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

第3項、6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第1号会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

(第1号会計年度任用職員の報酬の支給)

第19条、報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、村長が規則で定める日に支給す

る。

第2項、日額又は時間額により報酬が定められた第1号会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

第3項、月額により報酬が定められた第1号会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

第4項、前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該第1号会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第20条、第15条及び第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから村長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額。

第2号、日額による報酬 第14条第2項の規定により計算して得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額。

第3号、時間額による報酬 第14条第3項の規定により計算して得た額。

第2項、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額。

第2号、日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額。

(第1号会計年度任用職員の報酬の減額)

第21条、月額により報酬を定められている第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第2号、日額により報酬を定められている第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2

号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第22条、第1号会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

第2号、通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第6項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難い第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、村長が規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第23条、第1号会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

第2項、旅行に係る費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和41年天栄村条例第4号)の例による。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第24条、村長は、特に必要と認めたものについては、職員に支給すべき給与から控除することができる。

(村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第25条、この条例の規定にかかわらず、勤務の特殊性等を考慮し村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第26条、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。  
附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会計年度任用職員への移行に係る経過措置)

第2項、この条例の施行日の前日まで天栄村嘱託職員の勤務条件等に関する規程(平成9年訓令第1号)又は天栄村賃金支弁職員雇用等管理規程(平成元年訓令第5号)により任用されている職員が、施行日において引き続き法第22条の2第1項及び第2項の規定による会計年度任用職員として任用され本条例の適用を受けることとなった場合の給料月額(第1号会計年度任用職員の場合は報酬月額、報酬日額又は1時間当たりの報酬額。以下同じ。)が施行日前日に受けていた賃金月額(第1号会計年度任用職員の場合は賃金月額、賃金日額又は1時間当たりの賃金額。以下同じ。)に達しないこととなるものには、給料月額が施行期

日前日に受けていた賃金月額に達するまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料（第1号会計年度任用職員の場合は、報酬）として支給する。

第3項、前項の規定による差額の支給を受ける会計年度任用職員について、この条例の規定により給与の減額及び支給額の計算をする場合における給料月額は、前項の規定による差額を加えた額とする。

（期末手当に関する特例措置）

第4項、第11条第1項及び第18条第1項の規定により準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の102」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の115」とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第5項、職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第26条」を「第25条の3」に改める。

第25条の2の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第25条の3、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

第26条を削り、第26条の2を第26条とする。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第6項、職員の分限に関する条例（平成7年天栄村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条に次の1項を加える。

第5号、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条に規定する育休任期付職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2に掲げる会計年度任用職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年天栄村条例第 号）の定めるところによる。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第7項、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和44年天栄村条例第23号）の一部を

次のように改正する。

第4条中「給料の月額」の下に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年天栄村条例第 号）に規定する手当に相当する報酬の額を除く。））」を加える。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第10条第3項中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9項、天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条中「短時間勤務の職を占める職員」の下に「及び同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10項、職員の育児休業等に関する条例（平成29年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中「並びに第26条」を削る。

別表第1（第3条関係）給料表。

別表第2（第4条関係）等級別基準職務表。

これらにつきましては、次ページと17ページに記載のとおりであります。

では、議案第1号説明資料によりまして提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、地方公務員法第22条の2に新たに規定される会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、当該職員に対する給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

会計年度任用職員につきましては、3に記載のとおり一会計年度を超えない範囲で任用される一般職の非常勤職員であります。1週間当たりの勤務時間が常勤職員に比べて短い時間であるものと同じであるものの2つに分類をされます。

本条例では、法律の条項を引用して短い時間である者を第1号会計年度任用職員、同じである者を第2号会計年度任用職員と略称を用いております。

次に、条文の主な内容ですが、第1条は本条例の趣旨、第2条は会計年度任用職員の給与

の内容を規定しており、第2号職員は給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、第1号職員には報酬及び期末手当がそれぞれ給与となります。

第3条から第13条までは、第2号職員の給与の算定方法などの規定で、給料は別表第1の給料表を用いること、職務の級や号給は別表第2の等級別基準職務表などにより決定をすること、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当および期末手当は常勤職員の規定に準じることなどを規定しております。

第14条から第23条までは第1号職員の給与及び費用弁償の規定で、報酬の月額、日額、時間当たりの額、それから、時間外勤務及び休日勤務に係る報酬の算定の方法、通勤手当及び旅費に相当する費用弁償の支給などを規定しております。

第24条から第26条までは規則への委任規定などであります。

次に、附則であります。第1項は施行日を令和2年4月1日とすること、第2項は3月31日まで雇用されている臨時職員が引き続き会計年度任用職員として任用される場合、給料についての経過措置として新たな給料または報酬の単価が現行の単価よりも下がる場合はその差額も支給すること、第4項は期末手当の特例措置として、支給率を令和2年度は100分の100に、令和3年度は100分の115として令和4年度から100分の127.5とすること、第5項から最終第10項までは会計年度任用職員制度の施行に伴い関係条例について所要の改正を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 先日、大体の説明は全員協議会で受けたんですが、現在、村では第1号会計年度任用職員ですか、何名いるか、第2号会計年度任用職員は何名いるのか。

この制度によって、新たに期末手当を支給するということですが、その結果村では年間どのぐらいの予算、人件費が増額になるのか、およそでいいから教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、人数でございます。

第1号会計年度任用職員、常勤職員に比べて勤務が短時間である者、それから、第2号会計年度任用職員、勤務が常勤職員と同じである者でございますが、現在はそれぞれいらっしゃいますが、来年の4月1日からは全て常勤職員に比べて短い時間である者、いわゆる第1号会計年度任用職員に位置づける予定でございます。フルタイムの会計年度任用職員は置か

ないという予定であります。

それから、人件費につきましては、本年度の臨時職員の総人件費、それから、正規職員の総人件費、これらを合わせた額を超えないように、期末手当を支給した場合であってもこれらの総額を超えないようにこれから予算編成の過程で決定をしまっている予定でございます。

期末手当を支給する場合であっても、現在の臨時職員に対する賃金総額を超えないような人数の減少ですとか、それから勤務時間の短縮などによりまして予算が増加しないような対応をしまっている予定でございますという方針で予算を編成してまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） わかりました。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の説明の中で、今年度の臨時職員の総額を超えない範囲内というふうなことでしたが、それは調整によっては人数が少なくなったり、あと、働いても短時間でというふうなことになるかと思うんですけども、それによって、正規の職員が、今でも中でもかなり残業をやったりして結構大変な部署があるというふうに向っていますが、普通の正規の職員の労働時間というのがかなり過酷になるというようなことになる可能性もあるんじゃないのですか。その辺も考慮して総額を今の範囲内でやるということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

まず、常勤職員につきましては、今年度も来年度採用の試験を行っておりまして、ある程度人数は増加をする見込みでございます。そういった関係で臨時職員については、現状のまま同じ人数を置くということにはならず、その正規職員が増えた分につきましては、やはり臨時職員の数は減らしていく必要があるであろうということでございます。

もちろん、例えば保育所ですとか、そういったところで必要性があるという部分につきましては、これはその必要性を判断してまいりたいと思いますが、全体的な人数のバランス面を考えまして、配置、それから、雇用の数、それから、勤務時間数については決めていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） そうしますと、今年度の臨時職員並びに非正規職員の人数が来年度は第1号会計年度任用職員になるということなんですけれども、今年度の総計は今わかりますよね、来年度はおよそ何名ぐらいになるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

まず、会計年度任用職員になる数でございますが、これはこれから決めていくということで、現在その臨時職員の総数は52名でございますので、これ以下になる見込みであるということで、ご理解いただければと思います。

それから、正規職員につきましては、現在88名でございます。来年度新規採用、それから、退職の見込みもございますので、これにつきましては確定ではございませんので、数字は申し上げることはできませんが、若干増える可能性が高いというようなことであります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それと、会計年度任用職員は毎年の契約であります。続けて二年、三年と採用される方もおるかと思うのですけれども、そうしますと昇給もおのずとしますよね。そうなると、仕事の量もそうですし、給与の面で正規職員のほうへの圧迫というか影響とかも総額で抑えるということになると考えられますが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、継続の場合の昇給というお尋ねでございますが、続いた場合に全て昇給することには限っておりませんで、その方の勤務の状況を考慮した上で、新たな職の級において採用すると。継続というか、考え方が継続ということではなくて1年1年新たな採用でございますので、その給与の昇給については必ずしも昇給するものではないということでございます。

それから、仮に昇給した場合に職員のほうの人件費が圧迫されるのではないかというお尋ねでございますが、そこはその年の予算編成の過程の中で考慮していきたいと。なるべく圧迫にならない、どちらも圧迫にならないような方策を考えながら予算編成の過程で決定をしていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

1 2 月 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 令和元年12月天栄村議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和元年12月6日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3号 天栄村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 天栄村表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 令和元年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第11号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第12号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算について
- 日程第12 各委員会閉会中の継続審査申出

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君

9番 後藤 修 君 10番 廣瀬 和吉 君  
欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	教 育 長	久 保 直 紀 君
参 事 兼 総務課長	揚 妻 浩 之 君	企 画 政 策 長 課	北 畠 さ つ き 君
税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君	住 民 福 祉 長 課	熊 田 典 子 君
産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君	建 設 課 長	内 山 晴 路 君
参 事 兼 管 理 者	清 浄 精 司 君	湯 支 所 本 長	星 裕 治 君
学 校 教 育 長 課	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 長 課	関 根 文 則 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	小 山 富 美 夫	書 記	星 千 尋
書 記	大 須 賀 久 美		

---

### ◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時30分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「情報公開審査会委員、日額6,200円、個人情報保護審査会委員、日額6,200円」を「行政不服審査会委員、日額6,200円」に改め、同表社会教育指導員の項、外国語指導助手の項及び生産組合長の項を削り、同表中「その他委員等、日額3,000円」を「スポーツ推進委員、日額3,000円、振興計画審議会委員、日額3,000円、青少年問題協議会委員、日額3,000円」に改める。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職の非常勤の要件が厳格化されることに伴い、法律の規定に合致する職のみとなるよう、本条例を改正するものであります。

改正の内容は、別表の「情報公開審査会委員」及び「個人情報保護審査会委員」の名称を、「行政不服審査会委員」に改め、「社会教育指導員」、「外国語指導助手」、「生産組合長」を削除し、「その他委員等」を「スポーツ推進委員」、「振興計画審議会委員」、「青少年問題協議会委員」とするものであります。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第3号 天栄村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第3号 天栄村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。  
令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例。

天栄村交通教育専門員設置条例（昭和63年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条から第6条までを削り、第7条を第3条とする。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職の非常勤職員の要件が厳格化され、交通教育専門員は特別職の非常勤職員から除外されることとなるため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、第2条の特別職の非常勤とする規定並びに第4条から第6条の報酬、費用弁償及び公務災害補償の適用に関する規定を削除するものであります。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第4号 天栄村表彰条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第4号 天栄村表彰条例の一部を改正する条例の制定  
について。

天栄村表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村表彰条例の一部を改正する条例。

天栄村表彰条例（昭和54年天栄村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号を削り、同条第2号中「破産者にして」を「破産手続開始の決定を受けて」  
に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する  
法律により、関係法律において、成年被後見人等の一律排除規定の削除等の改正が行われ  
るとともに、地方公共団体の条例についても同様の措置を講ずることとされたことから、本  
条例を改正するものであります。

改正の内容は、第15条第1号の成年被後見人の号を削り、第2号の用語を法改正後の用語  
に改めるものであります。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第5号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第5号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

第2号 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている）」に改める。

第6条第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削り、同条第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、議案第4号と同様に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等

を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されました。このことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、意思能力を有しない者、成年被後見人であっても法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは印鑑登録の申請を受け付けることとするものでございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第6号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。  
天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例  
第4号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号、第5号と同様に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る  
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の基準であります児童福祉法が改  
正され、このことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容ですが、保育士の欠格事由から成年被後見人または被保佐人を削除することで号  
ずれが生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第9項 令和元年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、「100分の170」とする。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

第2項 この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

特別職国家公務員の期末手当の支給割合が改定されたこと等を踏まえ、議会議員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げとなるよう改定するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第8号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第8号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第13項 令和元年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、「100分の170」とする。

附則。

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、令和

2年4月1日から施行する。

第2項 この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の村長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の村長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

議案第7号と同様、特別職国家公務員の期末手当の支給割合が改定されたこと等を踏まえ、村長等の期末手当の支給割合を年間で0.05月分の引き上げとなるよう改定するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第1号口中「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第11条第2項第1号及び第3号中「6万3,000円」を「6万4,000円」に改める。

第15条中「月額」の下に「及び寒冷地手当の月額の合計額」を加える。

第18条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「100分の92.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

第25条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項の規定の」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

42ページをお願いいたします。

別表については省略いたします。

附則。

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2第2項第1号口の改正規定、第11条第2項第1号及び第3号の改正規定、第15条の改正規定並びに第19条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に改める改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

第2項 この条例（別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は平成31年4月1日から、この条例（附則第3項の規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は令和元年12月1日からそれぞれ適用する。

（令和元年12月期に支給する勤勉手当の特例）

第3項 職員の給与に関する条例第19条第1項の規定に基づいて職員が令和元年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する同条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の45」とあるのは「100分の50」とし、附則第15項の規定の適用については同項中「100分の0.8325」とあるのは「100分の0.8775」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

(給与の内払)

第4項 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(村長への委任)

第5項 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

提案理由をご説明申し上げます。

福島県人事委員会の給与改定の勧告に基づき、一般職の給与を改定するものであります。

主な改正内容ですが、住居手当の上限額を1,000円引き上げること、通勤手当の上限額を1,000円引き上げること、勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げること、給料表につきまして、若年層が在職する号給について、給料月額を100円から2,000円引き上げること等であります。

なお、給料月額の改定は、今年の4月分に遡って適用することとなります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。2時30分まで休みます。

（午後 1時58分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第10号 令和元年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第10号 令和元年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,335万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,168万円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

まず、地方債の補正であります。借り入れの利率を年4%以内から年1%以内に変更するものであります。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額2,000万円。特別交付税見込み額の計上であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目消防費国庫補助金、補正額146万6,000円。消防団に配備するデジタルトランシーバーの購入経費に対する補助で、補助率は3分の1であります。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産費県補助金、補正額168万8,000円。このうち4節国土調査費補助金は調査面積の増に伴う補助金の増額であります。

次のページをお願いいたします。

3項委託金、2目農林水産業費委託金、補正額19万6,000円。龍生ダムの管理委託金の増であります。

歳出、2節、3節、4節の補正につきましては、給与改定に伴う増であります。よって、給与改定以外の要因があるのみ説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額19万5,000円。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額96万6,000円。

次のページをお願いいたします。

7節の賃金は、臨時事務補助員の1名増による不足分であります。

3目財政管理費、補正額70万4,000円。財務会計システムの改修委託料であります。

6目企画費、補正額46万円。イントラネット光ケーブルの移設工事等の増減であります。

7目支所及び出張所費、補正額5万5,000円。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額27万7,000円。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額6万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額17万1,000円。

次のページをお願いいたします。

2目老人福祉費、補正額150万円。デイサービスセンター空調設備の工事費であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額2万2,000円。

3目保育所施設費、補正額394万4,000円。給与改定及び人事異動による職員1名の増であります。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額2万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額15万2,000円。

次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額11万9,000円。機構集積協力金等交付金であります。

2目農業総務費、補正額35万1,000円。

3目農業振興費、補正額ゼロ。これにつきましては、県の補助金で実施しております農林水産物のPR経費の支出科目を組み替えるものであります。

5目農業施設費、補正額100万円。飯豊地区の排水路改良に係る基本設計委託料であります。

7目国土調査費、補正額110万6,000円。13節委託料は、調査面積の増による増額でありま

す。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額30万6,000円。屋根の雨漏り箇所の修繕経費であります。

2項林業費、1目林業総務費、補正額268万8,000円、11節、13節、14節は、森林環境交付金事業経費の支出科目の組み替え、18節備品購入費は、イノシシ捕獲用箱わなの購入経費であります。

次のページをお願いいたします。

19節は電気柵購入補助金の増額であります。

7款商工費、1項商工費、4目地域開発費、補正額91万3,000円。地域おこし協力隊1名の増による増額であります。

6目放射能対策費、補正額100万円。合宿誘致補助金の増であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額2万8,000円。

2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、補正額9万円。

9款消防費、1項消防費、5目防災行政無線管理費、補正額440万円。消防団に配備するデジタルトランシーバー60台の購入経費であります。火災現場における中継、伝達や捜索活動等における相互連絡の円滑化を図るものであります。

次のページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額17万8,000円。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額354万5,000円の減。給与改定及び人事異動による1名分の減であります。

5項社会教育費、1目社会教育費、補正額9万1,000円。

2目生涯学習費、補正額14万2,000円の減。事業費の確定による減であります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額118万6,000円の減。羽鳥湖畔マラソン大会の事業費確定による減であります。

次のページをお願いいたします。

3目学校給食センター費、補正額2万円。

4目天栄体育施設費、補正額303万5,000円。11節は、屋内スポーツ運動場消防用設備の修繕費、15節は、運動広場への防犯用照明設備の設置工事費及び屋内スポーツ運動場人工芝の維持工事費であります。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額90万円。時間外勤務手当の計上であります。

2目林業施設災害復旧費、補正額250万円。5カ所の災害復旧工事費であります。

次のページをお願いいたします。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額180万円。時間外勤務手当の計上であります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額86万4,000円の減。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 63ページ、11節と15節で、この屋内スポーツ運動場人工芝維持工事請負費で129万と、修繕費66万かかっているんですけども、これまだオープンして、何年たったんですか、これ。もう工事、修繕費必要なんですか、これ。どういう工事するんだか説明してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、関根文則君。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） お答えいたします。

ご質問のありました、まず修繕費でございますが、屋内スポーツ運動場の煙探知機の交換ということと、あと15節の工事請負費については、人工芝の維持工事ということなんですが、屋内スポーツ運動場の季楽里は、平成26年12月にオープンしたものですから約5年間たっておりまして。季楽里は人工芝に砂を入れている環境で運用しております。この砂を入れるというのは、主にテニスで使用する割合が多い施設であるためで、テニスの人工芝コートの場合には、足腰の負担軽減のために砂を入れて意図的に滑りやすい環境にして行っております。平成26年に完成した当時に、砂は細かい目の砂のほうがよいとのことで、人工芝に細かい目の砂を投入しておりましたが、数多く使用していると砂ぼこりが非常に多くて、火災報知機が鳴ってしまうという案件も発生しておりまして、近年においてはやはり砂煙によって、砂ぼこりが煙探知機のほうにたまってしまっていて、最近ですと頻繁に感知してしまっているという状況になっております。

このため、需用費ですが、これは煙探知機の交換ということで、全部で23カ所、煙探知機、屋根の近くに高い位置に設置してありますので、人が直接交換するというわけにいかないものですから、高所作業車等を使って交換するようなことで、66万の計上をさせていただいております。

それと工事請負費でございますが、この細かい砂のままですと、やっぱり煙が立ったままになってしまうものですから、一旦細かい砂を撤去しまして、砂煙が立ちにくい粗目の砂に入れかえをしたいということで、こちらの人工芝から撤去する作業ということで、維持工事ということで計上させていただきました。砂ぼこりも健康上にもよくないのではないかとい

うような、子どもの保護者等の意見もありましたので、今回撤去しまして、粗目の砂で、そして粗目の砂でも支障がないというようなことで確認を得ましたので、今回砂の入れかえをさせていただきたいということで計上させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すると、今度この粗目の砂敷けば、その探知機もあれも大丈夫だということですか。もうきかなくなっているから交換して、砂を粗目のを入れれば、そういう支障がなくなるということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、関根文則君。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） お答えいたします。

当初入れたときに、本当に砂の中でも一番細かい砂が入っていたということで、非常に、最後の使用した後に整備するときに砂煙が大変立ってしまったということ、長年使っていて、ほこりがたまってしまっているという状況で、今いろんなほかの施設に確認したところ、粗目の砂を入れれば砂煙も立ちにくいということで確認を得ております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第11号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計

補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第11号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額2億1,707万4,000円のうちで、歳出を補正する。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

67ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2万6,000円。3節、4節ともに給与改定に伴う増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額2万6,000円の減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第12号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第12号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和元年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額12万円。

第4項予備費、補正予算額12万円の減でございます。

令和元年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

70ページをお願いいたします。

令和元年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、4目総係費、補正予算額12万円。こちらは給与改定に伴う増でございます。

4項予備費、1目予備費、補正予算額12万円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申し出を願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和元年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに研修及び委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 令和元年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。  
天栄村議会総務常任委員会委員長、熊田喜八。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。  
記。

- 1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思  
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに  
決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔産業建設常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和元年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和  
吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し  
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。  
記。

- 1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい  
と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付するこ

とに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、服部晃君。

〔議会広報常任委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（服部 晃君） 令和元年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって令和元年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 2月21日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 北 畠 正

署 名 議 員 円 谷 要

参 考 资 料

議案審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	12月5日	原案可決
2号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
3号	天栄村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
4号	天栄村表彰条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
5号	天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
6号	天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
7号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
8号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
9号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
10号	令和元年度天栄村一般会計補正予算について	12月6日	原案可決
11号	令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	12月6日	原案可決
12号	令和元年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月6日	原案可決